NEWS LETTER No.55 November 2025
一般社団法人
日本高等教育学会
Japanese Association of Higher Education Research

目次

・会長就任にあたって
・会長退任にあたって
・日本高等教育学会の一般社団法人化を迎えて
・日本高等教育学会の運営体制（2025-26 年度）
・第 28 回大会を終えて
・課題研究報告
　1. 学生と大学：学生参画のアプローチ
　2. 研究費のファンディングの国際比較
・第 29 回大会開催にあたって
・研究紀要編集委員会より
・課題研究委員会より
・大会支援委員会より
・国際委員会より
・広報委員会より
・企画・会員交流委員会より
・総務・理事会支援委員会より
・会長プロジェクト報告
　1. 高等教育系研究センターの現状調査・分析
　2. 会員調査
・第 126・127 回・第 128 回理事会報告
・予算・決算報告
・2025 年度事業計画・活動方針
・2024 年度各委員会事業報告
・事務局報告
・日本高等教育学会の法人化の経緯について
・定款・会則・各種規程
・編集後記

会長就任にあたって

このたび会長を拝命しました。日本高等教育学会としては第 10 代会長ですが、2025 年 8 月に日本高等教育学会は任意団体から一般社団法人へと組織変更をしたので、法人組織のもとでの初代会長ということになります。

法人としての組織運営に関しては、幸いにも前期の皆様が、法人化への移行プロセスを入念に検討くださったおかげで、それにしたがって運営の安定化を図ることは、問題なくできる見通しです。

学会の研究活動としては、これまでの蓄積に鑑み、更なる発展を企図していきたいと考えております。しかしながら、学会も設立されて 30 年にならんとしています。これだけの期間を経ると、学会の諸活動は前例が蓄積され、その踏襲で学会活動を進めることができるようになります。ただ前例に倣うだけとなれば、活動の形骸化が進むことが懸念されます。

法人化したと言うことは、これまでの活動を振り返り、必要に応じて改革をし、さらに発展するための好機と考えました。会員の研究のレベルを示す紀要『高等教育研究』、学会にとっての研究課題を論じる大会時の課題研究、若手会員の育成を支援する若手研究者交流集会、研究の国際交流など、従来通りの方法を踏襲して問題ないかどうか、各委員会に検討をお願いしました。

はるか昔、1997 年の学会設立大会に出席し、会場の後方から記念講演を聞いた者としては、そこでの“高等教育研究の必要性は高まりつつある。しかし、高等教育研究がディシプリンになることは難しい”といった議論は、今でも耳に残っております。それは、学会として研究の在り方をどのように考えるべきかという、根源的な問いに突き当たるからです。

というのは、この 30 年で高等教育研究者に対する需要は、大きく高まりました。政府の教育政策立案の場、大学内での IR や認証評価、あるいは FD や SD の場などで活躍されている会員が多くおられることは、高等教育研究の必要性を示す重要な根拠です。

他方で、高等教育研究の真髄は何かと問われたら、どのように回答したらよいか迷うところがあるからです。政府や大学からの要請に応えること、また、大学が当面している課題に情報提供すること、こうした場面で高等教育研究の有用性が発揮されることは多々あります。しかしながら、一歩引いて、今、生起していることを歴史的文脈に位置付けて検討するという視点での高等教育研究が、どれほど意識的に共有されているかといえば、やや疑問を感じるからです。現実課題の実践的な解決を求めることでの貢献は重要です。しかしながら、社会科学として、現実を批判的・分析的に捉える研究という視点も同様に重要です。決して後者が弱くならないようにしていくことが、本学会の課題の 1 つではないかと考えております。

このような思いがどのように共有できるか、多くの皆様と議論したいと思います。学会活動の安定化、新たな事業展開の可能性のために尽力しつつ、高等教育研究とは何かという課題も考えていく所存でおります。会員の皆様方の叱咤激励とご協力を、心よりお願い申し上げます。

（会長　吉田 文）

会長退任にあたって

法人化によるインクルーシブな学会運営と新しい世代の眼に期待して

会員のみなさまのご協力のもとで、会長としての2年間の任期を全うすることができましたことを、御礼申し上げます。在任中、特に集中的に取り組んだこととして、学会の一般社団法人への移行課題の検討があります。高等教育研究の視座の転換と新しい世代の会員が存分に活躍できる学会づくりとが同時に期待できるもの、またそうしなければ学会のもつ困難を打開できないと考え、それなりに不退転の決意をもって法人化に取り組んだつもりです。理事はじめ多くのみなさまのご理解とご協力を得て、退任の前にその途を拓くことができたのは大きな喜びです。特に、濱名篤理事、塚原修一会員、吉田香奈理事、濱中義隆事務局長には、WG メンバーとして理事会での提案から会員へのパブリックコメントなど、多くのタスクを担っていただきました。あらためて感謝申し上げます。

課題とした「高等教育研究の視座の転換」は、ちょっと仰々しいのですが、会長就任時のニューズレターのご挨拶でも書かせていただきました。この学会は、これまで学会創設時の錚々たる発起人メンバーが中心となって学会運営を担っていただいていました。その発起人世代が徐々に入れ替わっていく中で、小林前会長や私の世代も運営に関わり、会長職等も担うようになっていますが、われわれも年齢的には決して若い世代とも言えないので、新世代への橋渡し世代であろうと思っています。

これまで、いろいろな方々から様々の場で学会の「敷居の高さ」という声を聞くことがありました。この学会の、高等教育政策に深く関わる中央の国立研究大学教員等を中心とする学会運営と、それを反映して取り上げられる研究の視座のありかたが、新たに参入する多様な会員との心理的な距離を拡げ、敷居の高さとなっていた可能性があるのだろうと考えています。そこには、学術研究の領域と会員の所属の場とが簡単に切り離せないという、恩師天野郁夫先生が学会創立時の決意として宣言されていた本学会固有の難しさがあります。敬愛する市川昭午先生ならば日本に800もの「学術の中心」はないと一言で断じられるのかもしれませんが、本学会には、はじめに政策ありきで、それぞれが学術の中心にあるという自覚のもとでの、中央から辺境への、上から下に向けての研究の視座というのが深く染みこんでいることについて、あらためて吟味・再考していく必要があるのではないでしょうか。学会の法人化は、より広範な会員が多様な研究の視座から気兼ねなく学会活動に参画できるような途を拓くものになってほしい、と願っています。

幸いに、杉本和弘紀要編集委員長のもとで、『高等教育研究』第27集では、「学術の中心」に拘泥することのない、複眼的な視座をもつ「第三段階教育」が、特集テーマに選定されています。また、会長プロジェクトとして、会員調査と教育開発研究センター等の調査を実施し、新しい世代の活躍の可能性と課題を探ってきました。このプロジェクトを担っていただいた濱中義隆事務局長、稲永由紀会員、福留東土理事と同研究室の大学院生の皆さんのご尽力、大変にありがたく存じます。調査結果から、学生会員や留学生会員への支援など、さまざまの学会活動促進のための会員支援への要望や、センター等スタッフの自律的、自治的な研究の環境をめぐる実態が明らかになり、そうした会員を含めて学会における固有の研究活動支援の在り方を検討していくことが今後の学会活性化につながっていくであろうと考えるに至っています。そのほかの事業でも、多くの皆さんに理事や会員として学会運営へのご協力をいただきましたことに感謝し、これからも一会員として高等教育の探究を進めて参りたいと存じます。ありがとうございました。

（前会長　吉本 圭一）

日本高等教育学会の一般社団法人化を迎えて

日本高等教育学会は、2023-24年度（吉本圭一会長）の学会運営において、本学会の一般社団法人化を提起し、2025年6月1日の総会での全会一致の承認に基づき、理事会において法人設立を準備し、2025年8月18日に法務局に設立登記を申請することで、一般社団法人日本高等教育学会が設立されました（法人番号：5013305003744）。

9月13日に設立時社員による社員総会、設立時理事による第1回理事会、第1回代議員総会を開催し、任意団体としての日本高等教育学会の会員や権利・義務を継承することを決議し、新たな会則や各種規程などを承認するとともに、2025事業年度の事業計画、収支予算書などを決定しました。法人化にあたり、その意味と特徴を改めてご説明します。

本学会の一般社団法人への移行については、前号のニューズレターにおいて、吉本前会長より、次のように説明されておりました。

この一般社団法人化は、関係法規を遵守し組織としての適切な説明責任を果たす、コンプライアンスのために必要な体制確立をめざすものです。それは、任意団体としての学会が抱えていた問題、コンプライアンスにかかるリスクを解消していくものであり、法人格を持つことにより外部団体との交渉促進を可能にし、代議員・理事選出などの運営過程や委員会活動への参加などのルートを通して、より広範囲の会員の声を的確に学会運営に反映することができる仕組みになると考えています。

この内容に基づきながら、法人化による運営体制の変更やその意味について、改めてお伝えします。まず、一般社団法人となったことにより、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律をはじめとする関係法令に基づいて組織運営を行うことになります。役員の選出、意思決定、予算・決算の手順など法令によって運

営することで、常にコンプライアンスが求められ、それによって組織としての説明責任が果たされ、社会的信用が高まります。また、法人格をもつことによって、資産・財産の管理や外部との交渉・契約など、これまでの任意団体では個人名義に依存しなければならない活動を組織として継続的に行うことができることになりました。

今回、一般社団法人日本高等教育学会は、非営利型、理事会設置型、代議員制度を採用する一般社団法人として設立しました。非営利型であることは、利益は配分せず法人の事業目的の達成のために活動費用を用いること、また、会員制度により会員に共通する利益を図る活動を主目的とする共益的活動を目的とする団体であることを意味しています。理事会設置型であることは、法人運営に関する多くのことを理事会で決議し、法律や定款で定められている重要な事項を社員総会で決議するという役割分担のもとで、効率的に運営を可能とすることを意図しています。他方、会員から選ばれた代議員を法人法上の社員とする代議員制度を採用し、すべての会員に代わって代議員総会によって法人の重要な事項を議決することで、法制度上の必要事項も効率的に満たした運営を図ることとしました。

法人化によって、会員の皆様の学会での権利・義務には大きな変更はありません。ただ、任意団体と法人後の大きな違いは、任意団体では会員が選挙によって理事を選ぶという手順でしたが、法人化されたのちは、法令と定款等に基づいて、会員による選挙によって代議員を選び、代議員が代議員総会において理事を選出するという手順となります。そのため代議員制度は、会員の意見が反映されにくいという制度上の課題がありました。

そこで今回、法人化にあわせて、委員会制度を採用し、理事・代議員だけでなく、多くの会員の声を的確に学会運営に反映することができる仕組みとしました。これまでの任意団体では担当理事制を基本とし、編集委員会など一部業務には委員会制度を採用した運営体制でした。今回、学会運営の基本を委員会制度とすることで、委員会を、理事会と会員をつなぎ、学会の運営、活動を活性化させる仕組みとして位置付けています。常置委員会として、研究紀要編集委員会、課題研究委員会、大会支援委員会、国際委員会、広報委員会、企画・会員交流委員会、総務・理事会支援委員会の7つの委員会が設置されています(会則11条)。

さらに、今回、法人化にあわせて、会員制度を見直し、新たな会員制度として、正会員（個人）とともに法人会員を設定しました。また、正会員について一般会員・学生会員・留学生会員の区分を設定しました。年会費は、一般会員 10,000 円、学生会員 7,000 円、留学生会員 5000 円、法人会員 20,000 円となります（会則 6 条)。法人会員制度によって、本学会の活動への組織的な参加を促すとともに、若手研究者の入会を促すことが新たな会員制度の目的です。

一般社団法人日本高等教育学会は、法令と定款に基づき、高等教育研究の推進及び研究成果の普及並びに会員相互の研究交流の促進を目的に（定款第 2 条)、今後とも、会員の皆様とともに、以下の事業を進めていきます（定款第 4 条)。

(1) 高等教育に関する研究及びその振興並びに普及
(2) 研究大会等研究集会の開催及び会員間の研究交流の促進
(3) 機関誌等による研究成果の公表
(4) 高等教育関係団体及び関連機関との連携協力
(5) 高等教育研究に関する国際協力の推進
(6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

一般社団法人として、会員の皆様が、本学会においてますます積極的な研究活動、研究交流を進めていただけるよう努めてまいりますので、引き続き、ご支援・ご協力いただけますことをお願いいたします。

（会長　吉田 文）

日本高等教育学会の運営体制（2025-26 年度）

役員

・理事
阿曽沼 明裕（東京大学）
小方 直幸（香川大学）
木村 拓也（九州大学／大学入試センター）
杉本 和弘（東北大学）
白川 優治（千葉大学）
濱名 篤（関西国際大学）
濱中 淳子（早稲田大学）
深堀 聡子（九州大学）
朴澤 泰男（国立教育政策研究所）
森 利枝（大学改革支援・学位授与機構）
吉田 文（早稲田大学）
吉田 香奈（広島大学）

・会長（代表理事）
吉田 文（早稲田大学）

・副会長（業務執行理事）
濱名 篤（関西国際大学）

・事務局長（業務執行理事）
白川 優治（千葉大学）

・監事
小林 雅之（桜美林大学）
戸村 理（東北大学）
齋藤 芳子（名古屋大学）

代議員
阿曽沼 明裕（東京大学）
稲永 由紀（筑波大学）
小方 直幸（香川大学）

沖 清豪（早稲田大学）
木村 拓也（九州大学／大学入試センター）
小林 雅之（桜美林大学）
佐藤 万知（京都大学）
白川 優治（千葉大学）
杉谷 祐美子（青山学院大学）
杉本 和弘（東北大学）
立石 慎治（筑波大学）
田中 正弘（筑波大学）
戸村 理（東北大学）
鳥居 朋子（早稲田大学）
中井 俊樹（愛媛大学）
橋本 鉱市（放送大学）
濱名 篤（関西国際大学）
濱中 淳子（早稲田大学
深堀 聰子（九州大学）
朴澤 泰男（国立教育政策研究所）
丸山 和昭（名古屋大学）
森 利枝（大学改革支援・学位授与機構）
山田 礼子（同志社大学）
吉田 文（早稲田大学）
吉田 香奈（広島大学）

各委員会（◎委員長、〇副委員長）

・研究紀要編集委員会
◎濱中淳子（早稲田大学）、〇杉谷祐美子（青山学院大学）、〇丸山和昭（名古屋大学）、天野智水（琉球大学）、葛城浩一（神戸大学）、齊藤貴浩（大阪大学）、蝶慎一（香川大学）、中世古貴彦（九州産業大学）、長谷川哲也（岐阜大学）、福井文威（鎌倉女子大学）、堀有喜衣（労働政策研究・研修機構）、李敏（大学改革支援・学位授与機構）

・課題研究委員会
◎杉本和弘（東北大学）、〇朴澤泰男（国立教育政策研究所）、飯吉弘子（大阪公立大学）、大多和直樹（お茶の水女子大学）、中島ゆり（長崎大学）、福留東土（東京大学）

・大会支援委員会
◎木村拓也（九州大学／大学入試センター）、〇小方直幸（香川大学）、大津正知（茨城大学）、西本佳代（香川大学）

・国際委員会
◎森利枝（大学改革支援・学位授与機構）、〇山田礼子（同志社大学）、王傑（慶應義塾大学）、黄文哲（京都情報大学院大学）、鄭漢模（北海道大学）

・広報委員会
◎阿曽沼明裕（東京大学）、〇立石慎治（筑波大学）、金子研太（九州工業大学）、原田健太郎（東邦大学）、古畑翼（信州大学）

・企画・会員交流委員会
◎深堀聡子（九州大学）、〇中井俊樹（愛媛大学）、木村弘志（一橋大学）、髙見英樹（東京大学大学院／文部科学省）、中島英博（立命館大学）、真鍋亮（愛媛大学）、元濱奈穂子（一橋大学）

・総務・理事会支援委員会
◎吉田香奈（広島大学）、〇沖清豪（早稲田大学）、塚原修一（関西国際大学）、濱中義隆（国立教育政策研究所）

事務局
事務局長：白川優治（千葉大学）、事務局次長：橋場論（福岡大学）、事務局幹事：高村麻実（大手前大学）

2025 年 9 月 13 日現在

第 28 回大会を終えて

5 月 30 日（土）・6 月 1 日（日）に九州大学伊都キャンパスにおいて、日本高等教育学会第 28 回大会を無事に終了することができました。大会の開催にあたっては、学会長の吉本圭一先生、事務局長の濱中義隆先生、大会支援担当理事の白川優治先生をはじめ、理事会・学会事務局の先生方、会員・参加者の皆様にご支援とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

今大会では、18 部会 61 件の自由研究発表、学会主催の 2 つの課題研究、国際委員会主催の 2 つのランチミーティング、大会校企画の公開シンポジウムが実施され、対面とオンラインを合わせて 247 名の方々から参加申し込みをいただき、当日は 265 名の皆様が現地にお越しくださいました。地方での大会実施ではありましたが、会場への来場者数としては、前回大会の鎌倉女子大学、前々大会の千葉大学とほぼ同数の参加者であり、大会実行委員会としてもホッと安堵しているところです。博多駅から 1 時間ほどアクセスがかかる立地の中、学会からは借り上げバスの費用も支出していただくなどのご支援を賜りながら、多くの皆様にご来福いただけましたこと、改めまして、深くお礼を申し上げます。

5 月 31 日の 2 つの課題研究集会では、「学生と大学：学生参画のアプローチ」と「高等教育の政治化とファンディングの国際比較」をテーマに、高等教育分野において国際的にも関心の高い重要なテーマが議論されました。また、6 月 1 日には大会校企画として、「大学を開く：学部分野・組織・制度」をテーマにした公開シンポジウムが開催されました。ご登壇いただきました先生方に深く御礼申し上げます。

前回大会では 5 年ぶりの対面での懇親会開催でありましたが、今回も対面で懇親会を開催させていただきました。懇親会では、昨年を上回る 131 名と大変多くの方にご参加いただくことが叶いました。高等教育論について同じ空間で直接語り合い、親睦を深める機

会となりました。会員同士のネットワークの深化に繋がったのであれば、これに勝る喜びはありません。

また、今大会では、73 名を超える非会員の方々からも参加申し込みをいただきました。本学会の魅力が大会を通じて伝わり、今後さらに多くの方々に関心を持っていただければ幸いです。次回大会にて皆様とお会いできることを楽しみにしております。

（第 28 回大会実行委員長　木村 拓也）

課題研究報告

1. 学生と大学：学生参画のアプローチ

本課題研究では、2023 年度の研究成果や論点を引き継ぐ形で、日本の大学における質保証・質向上のプロセス（メゾレベル）に焦点化し検討した。もとより、質保証は、相互に補完し合う関係にある外部質保証と内部質保証とで構成される。学生参画の実現が論点となる具体的な場として、日本の大学における質保証・質向上のプロセスに注目し、外部質保証からみた学生参画のあり方、内部質保証の文脈における学生参画の取り組み、チェンジエージェントへと成長する学生への支援のあり方について議論を深めた。

第一報告者の工藤潤会員（中央大学）には、「認証評価における学生参画の位置付けと今後の展開」と題し、2025 年 5 月開催（於東京）の高等教育質保証機関国際ネットワーク（The International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education ： INQAAHE）カンファレンス 2025 での国際的な議論をふまえながら、外部質保証の観点から日本の大学における学生参画をめぐる課題等について報告いただいた。大学基準協会常務理事／事務局長の経験を有する工藤会員には、同協会が 2023 年度に受審した INQAAHE 外部評価で指摘された課題や、所属大学の状況等をふまえながら、2025 年度からの第 4 期機関別認証評価における学生参画の位置付け等についても論じていただいた。

第二報告者の川上忠重会員（法政大学）は、所属大学の大学評価室長として学習成果を基軸に据えた内部質保証システムの構築と実質化を推進する立場にある。そもそも学生 FD やピア・サポートをはじめ学生参画の領域は多様であり、それらの領域は大学の学生参画への取り組み姿勢に大きく依存し得る。そのため、機関レベルでの学生参画の実現においては、自大学の特色をよく見極めたアプローチの選択が肝要となる。川上会員からは、「個別大学の特色に応じた学生参画のアプローチ」と題し、個別大学の特色に応じた学生参画のアプローチや学生の代表性に関わる実態と議論について、所属大学の事例や全国の大学を対象にした調査等から得られた知見を報告いただいた。

第三報告者の清水栄子会員（愛媛大学）は、日本アカデミック・アドバイジング協会の会長を務め、学生を成功に導くための支援体制や仕組みの追究を主導している。とくに、青年期の発達課題に向き合う若年層の学生が多数を占める日本の大学では、学生が自己決定的に参画し、教職員との協働経験を積み、質保証に積極的に貢献するチェンジエージェントとして力を発揮していくための適度な後押しという視点が不可欠である。この点で、大学が提供するアカデミック・アドバイジングが果たす役割は重要である。清水会員からは、「チェンジエージェントとしての学生への組織的支援」と題し、アカデミック・アドバイジングに関する研究および実践の蓄積をふまえ、学生個人や他の学生の学修活動への参画（ミクロレベル）にも目を配りながら、チェンジエージェントとしての学生への支援のあり方や課題等について論じていただいた。

さらに、ディスカッサントの杉谷祐美子理事（青山学院大学）には、「学生参画に向けたアプローチの可能性」と題し、文部科学省中央教育審議会大学分科会質保証システム部会等での議論や高等教育政策の動向等、また近年の学生調査や学生論をふまえながら、学生参画のアプローチの可能性や課題等について包括的な視点からコメントをいただいた。とくに、近年の学生の大学観や学生間の関係性、消費者としての学生からチェンジエージェントとしての学生への変容、「学修者本位」から学修者が「主体」となるための教学マネジメントの課題、教職学による質保証・質向上に向けた合意形成や協働性の構築の課題等に触れていただいた。

以上の報告をふまえて、フロアとともに、日本の大学における学生参画の当事者支援のあり方に関する活発な質疑応答やディスカッションが展開された。とくに、学士課程学生に限定されない大学院学生の学生参画のあり方や、修学年限の短い短期大学における学生参画のあり方を検討する必要性等が指摘され、高等教育研究としての到達点を確認するとともに、新たな地平を展望する場となった。

なお、本課題研究の企画には、担当理事のほか、川上忠重、清水栄子、杉谷祐美子、武寛子、田中正弘が参加した。

（2024 年度課題研究担当理事　鳥居 朋子・米澤 彰純）

2. 研究費のファンディングの国際比較

2024 年度は、前年度の「研究費ファンディングの国際比較」の議論を発展させ「高等教育の政治化とファンディングの国際比較」として進めた。前年度に課題研究を進める中で、物価高騰や経済安全保障などの様々な動きが世界共通に起きており、研究費ファンディングやその負担だけを取り出して議論することは困難であり、高等教育の政治化の文脈の中で捉えないと、現在起きていることは理解できないという理解に至ったためである。折しも、北米において高等教育をめぐる政治的議論が急速に展開されたことから、北米の状況に着目し、そこで起こっている事象の理解と高等教育のあり方を検討した。

前年度（2023 年度）と同様に大会時の課題研究発表だけでなく、2024 年度内に 3 回のオンラインによる公開セミナーを企画し、議論を深めた。前年度からの通算回数として 5 回から 7 回となる公開セミナーは下記のとおりであり、会員・非会員を問わず、各回 50 名程度の

参加があった。

第5回　2024年10月20日（日）10:00～11:30　参加申込者48名
「カナダ・ケベック州における授業料をめぐる騒動」
報告者：高木航平（関東学院大学）/コメント：溝上智恵子（国士舘大学）

第6回　2024年11月24日（日）10:00～11:30　参加申込者62名
「アメリカにおける大学に対する反 DEI とファンディング」
報告者：吉田翔太郎（山梨大学）/コメント：宮田由紀夫（関西学院大学）

第7回　2025年3月29日（土）15:00～17:00　参加申込者78名
「トランプ政権成立直後の科学技術政策と学術界の対応」
報告者：遠藤 悟（日本学術振興会）/コメント：大森不二雄（東北大学）

九州大学での第28回大会では、これまでの公開セミナーでの議論を発展させることを意図して、企画趣旨を両角が報告したのちに、高木航平会員にカナダ・ケベック州の動向、吉田翔太郎会員にアメリカにおける反DEIの動向、遠藤悟会員に第2次トランプ政権下での科学技術政策の動向を、それぞれ大学・高等教育に対するファンディングと関連づけながら整理して報告いただいた。さらに、科学技術社会論を背景として現在の動向をどのように考えるか綾部広則先生（科学技術社会論学会前会長、早稲田大学）をお招きし、日本の経過をお話いただいた。150人を超える会場参加者からは、多くの質問もあり、関心の高さが示された。

本課題研究は、現在進行形の問題として、世界的に生じている高等教育の政治化とファンディングをどのように考えるか、また、その背景にはどのような構造的な変化や政治的な動向があるのかを考えることを目的に進めてきた。この2年間で、世界の動きはますます大きく、早くなっている。課題研究の期間は終了となるが、大学・高等教育をとりまく政治的環境の変化は、今後も注視していくことが必要であろう。

なお、本課題研究は、2年間を通じて、小林信一理事、齋藤芳子会員にも協力いただき、その全体を運営してきた。改めて、記して御礼申し上げたい。

（2024年度課題研究担当理事　両角 亜希子・白川 優治）

第29回大会開催にあたって

この度、日本高等教育学会の会員の皆様を四国・香川の地にお迎えし、大会を開催できますことを大変嬉しく思っております。日本高等教育学会第29回大会は、香川大学幸町キャンパスにて開催させていただくことになりました。開催日程は、2026年5月23日（土）・5月24日（日）を予定しています。今大会においても、これまでに引き続き、会員の皆様による実り多い研究発表と活発な議論を通じて、新たな課題や展望が共有され、高等教育研究のさらなる発展につながることを期待しております。会長・事務局長・理事・関係各位のご支援をいただきながら、対面での開催を基本とし、安心してご参加いただけるよう準備を進めております。

香川大学は『多様な学問分野を包括する「地域の知の拠点」としての存在を自覚し、個性と競争力を持つ「地域に根ざした学生中心の大学」』を掲げながら、地域と共に歩んできました。他方で、県内進学や若者の就職といった点で課題を抱えており、また人口減少の影響も受けています。そのような状況下にあっても、地域に根ざした大学として何ができるのか、日々模索を続けています。また、本学では世界的にも注目される希少糖研究に加え、東京藝術大学と連携したJ-PEAKS（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）を通じて、アートと科学技術による「心の豊かさ」を根幹としたイノベーション創出と、地域に根差した課題解決の広域展開を推進しています。

本学の幸町キャンパスは、JR高松駅からバスで10分弱、徒歩で20分ほどの場所にあり、飲食店街のある丸亀町からも同じく20分程度の徒歩圏内に位置しています。公共交通の便は限られますが、初夏の心地よい気候のなかを歩いてお越しいただくのも一興かと思います。なお、高松駅北側に新設された「あなぶきアリーナ香川」でのイベント開催やインバウンド需要の増加を背景に、ホテル客室の需給が逼迫しています。できるだけ早めの宿泊予約をおすすめいたします。

本学の建物や各種施設は、最新の設備ではございませんが、人の力と温かさをもって会員の皆様をお迎えし、心地よく過ごしていただけるよう大会実行委員会一同で準備を進めてまいります。ぜひ多くの会員の皆様に研究成果をご報告いただき、学術的な交流・親交を深めていただければ幸いです。大会に関する詳細情報は、学会ウェブサイト等で順次ご案内いたします。皆様と香川の地でお目にかかれることを、実行委員会一同心より楽しみにしております。

（第29回大会実行委員長　小方 直幸）

研究紀要編集委員会より

2025 年 7 月 10 日、前研究紀要編集委員会のもとで『高等教育研究』第 28 集が発行されました。特集テーマは「高等教育における多様性と包摂」であり、2022-2023 年度の課題研究Ⅱで取り上げたテーマを軸に企画されたものです。特集論稿 7 本に加え、投稿論文も査読の結果 1 本が採択され、充実した内容となりました。

そして、研究紀要編集委員会はすでに新たな体制のもとでスタートしています。委員長に濱中淳子、副委員長に杉谷祐美子・丸山和昭、9 名の編集委員を加えた計 12 名で構成されています。委員会では、より充実した紀要の編集に努めるとともに、時代の変化に対応した紀要のあり方についても検討を進めてまいります。

今後とも会員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（研究紀要編集委員長　濱中 淳子）

課題研究委員会より

この度の一般社団法人への移行を機に、課題研究は「課題研究委員会」が企画・運営を担当することとなりました。会員諸氏の研究に資する課題を取り上げ、本学会による高等教育研究の振興・普及に努めてまいります。どうぞ宜しくお願いいたします。

課題研究委員会では、今期 2025-26 年度の課題研究の実施にあたり、会員諸氏の参画を高めるべく、テーマに関する会員アンケートを実施しました（2025 年 7 月 25 日～8 月 15 日）。アイデアやご意見をお寄せいただいた会員の皆様には心より感謝申し上げます。

同アンケートの結果に示された会員のニーズを十分に踏まえながら、委員会において、各委員の持ち寄ったテーマを慎重に議論し、今期の課題研究テーマを次の通り決定しました。

【課題研究Ⅰ】人口減少社会の高等教育（担当委員：朴澤泰男、飯吉弘子、福留東土）

日本社会が本格的な人口減少時代を迎える中、高等教育機関はかつてない転換期に立たされています。課題研究Ⅰでは、人口減少という構造的変化が高等教育にもたらす影響を多角的に分析し、持続可能な高等教育システムの構築に向けた知見を提供することを目指します。1 年目は「人口減少社会」をいかに捉え、その中で高等教育が果たすべき役割をどう再定義すべきかという本質的な問いから出発し、以後は例えば、高等教育機関の統廃合がもたらす地域への影響、社会人教育・リカレント教育の新たな可能性、留学生受け入れによる地域活性化、大学を核としたイノベーション創出などのテーマを扱う予定です。

【課題研究Ⅱ】新しいテクノロジーと高等教育へのインパクト（担当委員：杉本和弘、大多和直樹、中島ゆり）

生成 AI の登場は、高等教育の根幹を揺るがす可能性を孕んでいます。課題研究Ⅱでは、デジタル革命が高等教育にもたらすインパクトを包括的に検証します。1 年目は、生成 AI が社会全体にもたらす変化を俯瞰し、大学という知の拠点がどのような影響を受けつつあるのか、国内外の動向を踏まえて議論します。2 年目には、生成 AI を活用した新たな教育学習モデル、教育ビッグデータを活用した教学マネジメント、国際協働学習の新展開など、より具体的な教育実践レベルでの変化に焦点を当てる予定です。

上記いずれのテーマについても、大会時の課題研究セッションだけでなく、オンラインセミナー等を開催し、会員の皆様との議論を深めていきます。多くの会員諸氏のご参加、ご協力を期待しております。

（課題研究委員長　杉本 和弘）

大会支援委員会より

今期の大会支援委員会では、「大会実施要項」を定めた前期を引き継ぎ、大会マニュアルの整備を行う予定で活動して参ります。また、大会支援については、従来の対応より一歩進め、大会校が担当していた大会プログラムの作成支援を大会支援委員会で請け負うことになりました。このことにより、大会校の運営負担を大幅に軽減することが見込まれます。大会支援担当では、第 29 回大会（香川大学）の大会運営を支援するとともに、今後の大会校の負担軽減のための方策を探っていきたいと考えています。

（大会支援委員長　木村 拓也）

国際委員会より

国際委員会では現在、学会の国際交流活動の一環として、中国の北京大学教育経済研究所との合同セミナーの企画を進めています。これは、北京大学およびそれと協同する中国内外の高等教育機関と当学会との共催で、国際的な環境での発表・討議の機会を設け、多角的な知見の交換を目指すものです。現時点では日本の学年度末でのオンライン開催を企図しています。

詳細なテーマと日程、参加の募集については追って国際委員会からお知らせします。

（国際委員長　森 利枝）

広報委員会より

広報委員会は、学会の広報活動を行うことを目的に設置された委員会です。会員一斉メール、ウェブサイト管理運営、ニューズレター編集などを担当します。

会員一斉メールは、速やかに周知したい事項をいち早くお届けすべく、運用していますが、もしここ最近で一斉メールを受信した記録、記憶がない方は、SOLTI に登録しているメールアドレスを御確認いただけますと幸いです。

また、会員から学会内外に周知を希望する場合、ウェブサイトへの掲載を申請することができます。下記の URL にある記載をよくお読みいただいたうえで、手順に従ってお申し込みください。

https://jaher-web.jp/web-post/

なお、申請された申込はすべて広報委員会による審査が行われます。掲載が確約されるものではないことを予め御了承ください。

ニューズレターについては、会員の皆様へのお知らせとして、今後も年に 2 回の発行を予定しています。

（広報委員長　阿曽沼 明裕）

企画・会員交流委員会より

2025～2026 学会年度に企画・研究交流委員会を務めることになりました。本委員会の所掌は、(1)会員の研究交流活動等の企画・実施、(2) 会員の交流活動等のあり方の検討、(3)その他、学会の発展と学会活動の活性化に資する企画に関する事項です。

2024 年日本高等教育学会会員調査（会長プロジェクト）では、会員数の頭打ち、及び若手会員の非定着の課題が提示されました。また、会員の特徴として、高等教育機関等の業務関係部局に所属する会員、及び任期付きポストに就いている若手会員の多さも明らかにされています。

こうした現状に鑑み、本委員会では、「学術的知見と実践的知見の融合による高等教育研究の高度化」を目指す会員交流活動のあり方を模索したいと考えております。2025 学会年度は、従来の学術研究発表・高度化の場としての研究交流集会とは趣向の異なる試行的取組を計画しています。また、インフォーマルな会員交流の場である年次大会懇親会の中での試行的取組も、大会開催校のご協力のもとに企画したいと考えております。それらの経験と皆様のご意見を踏まえて、改めて 2026 学会年度の活動を構想します。本学会のますますの発展のために、是非、積極的にご参画ください。

（企画・会員交流委員長　深堀 聰子）

総務・理事会支援委員会より

総務・理事会支援委員会は、(1)一般社団法人に関する法務の支援、(2)規程等の制定や改廃の起案、(3)その他学会運営に関する事項を担当するため、新たに設置されました。これまで法人化に向けて準備を進めてきたワーキンググループの活動を引き継ぎ、現在は法人として必要となる各種規程の整備を中心に進めています。定款をはじめ、会則、代議員選挙規則、役員候補者選出規則、経理規程、各種委員会規程、事務局規程、入会の基準に関する規程など、法人運営には多くの規程類が欠かせません。この度の理事会と代議員総会では多くの規程が決議され、学会は法人としての第一歩を踏み出しました。今後も学会運営を支える法務支援や規程整備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をいただければ幸いです。

（総務・理事会支援委員長　吉田 香奈）

会長プロジェクト報告

1. 高等教育系研究センターの現状調査・分析

吉本圭一前会長によるプロジェクトのひとつとして、大学教育系センターに関する調査を進めてきた。小林元会長の命を受けた 2022 年度の調査研究では、国公私立大学における関連するセンター・機構の設置状況について網羅的に調査を行った（高等教育研究、教育開発、IR・評価、アドミッション、学生支援・相談、国際・留学生、キャリア）。成果は東京大学大学経営・政策コースの刊行物『大学論叢』第 2 号として刊行した。

吉本前会長の体制下では上記のうち、高等教育研究、教育開発に焦点化し、大学内におけるセンター・機構等の組織を対象に調査を進めた。全国大学教育研究センター等協議会に加盟する国立大学を主な調査対象とした。各大学におけるセンター・機構の沿革、機能、組織編成、学内規程、人員構成など、基本的情報の収集・整理を進めた上で、センター所属教員へのインタビュー調査を実施した。

本プロジェクトは元々、いくつかの国立大学におけるセンターの廃止が発端となっており、高等教育研究者が研究開発に当たる組織の存立に対する危機意識に立脚している。一方で、昨年度から東京大学で行ってきた調査は、これらの動向を踏まえて始まった訳ではなく、高等教育に関する研究開発等の知識生産の場の整理という趣旨から行ったものである。センター等組織についてはいくつかの先行調査があり、それらを参考にマクロな動向を抑えつつ、個々の大学における改革、組織改編の文脈の中で、各センター・機構がどのように設置、改編、運営されてきたのかについて調査を行っている。多くの大学で目立つのは、改組や名称変更が頻繁に起こっていることである。センター・機構の機能や位置付けが、高等教育政策の変遷、および、各大学の教育や組織の改革の中で、常に変容し、また、大学執行部や部局、関連・周辺組織との関係の切り結びを求められてきた。大学教育系センターの持つ、こうした特有の組織的性格に着目した分析が重要である。

さらに俯瞰していえば、大学教育系センターは、全学的見地から大学教育の質を確保・向上させ、学生を育てる上で中核的な役割を果たす組織という見方ができる。そのためには、多様な選択肢があり得、様々な葛藤も生じる。執行部が変われば方針や組織も変わりうる。そういう中でどう意味のある組織を作っていけるか、そこに高等教育研究がどういう役割を果たしうるか、そうした大きな問いを調査とどう整合させていくのかが今後の課題である。

インタビュー調査から得られた知見を基に、本年 5 月に開催された第 28 回大会で研究発表を行った。「大学教育研究開発系センターにおける組織と構成員の自律性―インタビュー調査を中心に―」と題し、以下が発表メンバーである（○は当日発表者）。

吉本圭一（滋慶医療科学大学）・○福留東土（東京大学）・稲永由紀（筑波大学）・○高本尽（東京大学）・○水谷耕平（青山学院大学）・○横原知行（東京大学）・ ○吉田翔太郎（山梨大学）・鈴木拓人（筑波技術大学）・孟碩洋（一橋大学）

発表当日は、多くの参加者に参加いただき、意見交換

を行うことができた。現在、本プロジェクトの最終報告書の取りまとめを進めているところである。

（プロジェクト担当　福留 東土）

2. 会員調査

学会創設 25 周年事業の一環として企画しました「会員調査」は、ニューズレターNo.53 で既報のとおり、2024 年 8～10 月に実施され 222 名（31.6%）の会員の皆さまからご回答を得ました。調査に回答をお寄せいただいた会員諸氏にあらためて御礼申し上げます。

本調査では、会員の皆さまの諸属性（所属機関や職位など）、関心のある研究領域、学会行事への参加状況など、本学会の会員ならびに活動状況の現状を把握するほか、今後の学会運営に対するご意見を聴取することを企図しました。寄せられた貴重なご意見は、本学会の一般社団法人への移行、学生会員・留学生会員制度の導入など、すでに実行に移されました改革案の検討に際して活用されたところです。

また、本学会では創設 15 年時（2011 年）にも「会員調査」を実施しており、2 回の調査データの比較により、本学会を取り巻く環境がどのように変化してきたのかを明らかにすることも重要な課題です。とりわけ、若手研究者の研究環境の厳しさが知られるところとなり、かれらに対する支援策を学会としても検討しなくてはならないとの現状認識のもと、本年 6 月に実施されました学会大会におきまして、吉本圭一・濱中義隆・稲永由紀の 3 名により、「高等教育研究者のアカデミックキャリアパスと研究環境」と題した口頭発表（自由研究発表）を行いました。報告の内容につきましては、あらためて簡易なレポートに取りまとめ、学会ウェブサイトにて皆さまにご報告する予定です。

（会員調査ワーキンググループ　濱中 義隆）

第 126・127 回・第 128 回理事会報告

第 126 回　日本高等教育学会理事会報告

第 126 回理事会が 2025 年 3 月 30 日（日）15 時から 17 時まで、Zoom によるオンライン会議により開催され、以下の事項が審議・報告された。

審議事項

(1)前回議事要旨案の確認

濱中事務局長より、「資料：第 125 回 日本高等教育学会理事会 議事録（案）」にもとづいて説明があり、特段意見もなく了承された。

(2)2025 年度理事選挙の結果について

濱中事務局長より、「資料：日本高等教育学会　理事選挙管理委員会から事務局長へ当選人の報告」にもとづき、説明があった。有権者数 662 名に対し、投票者数は 214 名で、投票率は 32.3%だった。今回の選挙は、現学会の理事選挙とともに、学会が法人化された際の代議員選挙としての役割がある。現学会の会則において理事は 20 名以内とされているが、新法人の定款案において代議員は 25 名以上 30 名以内とあるため、得票者上位 30 人の中から就任の内諾を得られた 25 名を当選者とした旨報告された。

(3)学会の一般社団法人化準備・検討状況について

濱中事務局長より、「資料：日本高等教育学会の一般社団法人化準備・検討状況について」にもとづき、説明があった。法人の諸規程について、先般実施したパブリックコメントを踏まえた改訂を既に行い、行政書士によるチェックを実施中である旨報告された。

なお、新法人への移行は第 28 回大会における学会総会にて現学会の解散を決議した後に、速やかに法人設立を行う予定であること、また、法人化後の規程を準用して 5 名の新理事からなる役員候補者選考委員会を設置し、上記選挙で選出された法人化後の 25 名の代議員の中から、新法人の理事 12 名、監事 3 名の候補者の選定作業を進めており、4 月中旬頃までに代議員総会を開催して役員について議決し、その後、新法人の理事の互選により会長を選出する予定であること等について説明された。

また、学会の会計年度（5 月 1 日から翌年 4 月 30 日）のため、5 月 1 日から現学会解散までの 1 か月間の予算編成と決算が必要となるため、その間の支出等について留意することが確認された。

また、現学会の総会で法人化後の学会への移行を議決する際に、資産等を譲渡することも合わせて決議する必要があり、この点についても司法書士とも確認して準備していくことが確認された。

審議の結果、法人化に向けた以上のような手続き等について、了承された。

(4)第 28 回大会準備状況について

木村大会実行委員長より、「資料：2025 年度日本高等教育学会第 28 回大会の準備状況について（第 3 報）」にもとづき、説明があった。自由研究発表では 18 部会 61 件を予定していること等について説明があった。審議の結果、各部会の司会候補者に依頼を行うことが了承された。

(5)課題研究の準備状況について

鳥居理事より、「資料：大学と学生　学生参画のアプローチ」にもとづき、説明があった。第 28 回大会では、4 名の報告者と 1 名のディスカッサントを迎え、対面で実施する予定である旨説明があった。

また、白川理事より、「資料：課題研究Ⅱ 理事会資料」にもとづき、説明があった。既に実施した 3 回の公開セミナーを下敷きに、大会では北米の動向について報告する予定であること、オンラインで参加する登壇者がいるが大会参加者向けにオンライン配信を行う予定はないこと等について説明があった。

審議の結果、両課題研究の準備状況について了承された。

(6)国際委員会報告

中井理事より、「資料：国際委員会の活動について」にもとづき、説明があった。昨年度同様、大会当日にランチミーティングを開催予定であること等について説明があり、審議の結果了承された。

なお、ランチミーティングは大会当日に実施されるが、大会の予算ではなく、国際委員会の予算から執行する（ガリレオに経費処理の依頼を直接行う）ことが確認された。

(7)研究紀要編集委員会報告

杉本理事より「資料：研究紀要編集委員会報告」にもとづき、説明があった。第 28 集の自由投稿論文では、計 12 本を査読し、最終的に 1 本が採択されたこと、特集論文「高等教育における多様性と包摂」では、7 本の原稿が提出され、査読を経て最終稿を既に受領済みであること等について説明があった。

また、刊行時期の早期化や掲載論文数増加のため、自由投稿論文の締切の早期化、随時投稿システムの導入可能性、規定分量の厳密化(執筆要領に明示)、特集論文のテーマ・構成の決定早期化といった検討課題について説明があった。審議の結果、研究紀要編集委員会において新たな編集スケジュールの具体案を速やかに検討することが確認された。

また、学会誌の EBSCOhost への掲載については、他学会の動向や公開時期に関する条件等を踏まえて、慎重に検討することが確認された。

(8) 会長プロジェクト報告

吉本理事より、「資料：会長プロジェクト・大学教育系センター調査について」にもとづき、説明があった。今期は国立大学のセンターに絞ってインタビュー調査を行い、第 28 回大会では「大学教育研究開発系センターにおける組織と構成員の自律性―インタビュー調査を中心に―」と題して自由研究発表を行う予定であること、また関連して、大会当日には同一部会において会員調査をもととした「高等教育研究者のアカデミックキャリアパスと研究環境」と題した報告も行う予定であること等について説明があった。

報告事項

(1)第 3 四半期会計報告

濱中事務局長より、「資料：2024 年度第 3 四半期会計報告」にもとづき、説明があった。大会運営費に関して、前回理事会で審議された会場までのバス手配のために 30 万円を追加補助した旨報告があった。

(2)その他

特になし

第 127 回　日本高等教育学会理事会報告

第 127 回理事会が 2025 年 5 月 22 日（木）18 時 30 分から 20 時 20 分まで Zoom によるオンライン会議で開催され以下の事項が審議・報告された。

審議事項

(1)前回議事要旨案の確認

濱中事務局長より、「資料：第 126 回 日本高等教育学会理事会 議事録（案）」にもとづいて確認され、承認された。

(2)2024 年度決算について

濱中事務局長より、「資料：2024 年度決算案」にもとづいて、各費目について説明がされた。

特段意見はなく了承された。

(3)会計監査の結果について

羽田監事より、「資料：日本高等教育学会 2024 年度会計監査の結果について」が報告された。監事からの指摘事項について、吉本会長より、繰越金額が増加していることへの対応として、法人化の中で学生会員制度を作り、会費軽減を検討していることが伝えられた。また、濱中事務局長より、謝金の規程について検討中であることが補足された。あわせて、今後、法人化後に大会会計の位置付けについて今後検討が必要であることが伝えられた。濱中事務局長より、「資料：日本高等教育学会 2024 年度会計監査報告書」が報告された。

(4)2025 年度予算案について

濱中事務局長より、法人後の予算は別途検討が必要であるが、法人ができるまでの任意団体の期間の予算として「日本高等教育学会 2025 年度予算案」にもとづいて、各費目について説明がされた。吉本会長より、次期の執行部において、法人が成立すれば決算されて、法人としての予算が改めて作成されることになることが伝えられた。特段意見はなく了承された。

(5)第 28 回大会準備状況

木村理事より、「資料 5　日本高等教育学会第 28 回大会の準備状況について（第 4 報）」に基づいて、大会の準備状況が報告された。吉本会長より、大会準備について謝意が伝えられた。

(6)2024 年度総会資料（案）について

吉本会長より、今回の総会について法人化、任意団体の解散を決議するにあたって、どのような方法で決議をするかことが良いか理事に意見が求められた。福留理事より挙手等で明確な意思確認をした方が良いのではないか、と指摘があり、オンライン出席者を含め、賛否の人数を数えることとされた。

濱中事務局長より、「2024 年度定期義総会議案書(案)」にもとづいて、総会での議事内容の全体の説明がされ、各担当理事から担当箇所のポイントが伝えられた。米澤理事より、予算案の扱いについて確認があり、理事会として了承された。

(7)学会の一般社団法人化について

濱中事務局長より、「日本高等教育学会の一般社団法人化について」にもとづいて法人化に関するこれまでの検討経過が伝えられた。また、この中で、2025-26 年度の役員について報告することが確認された。白川理事より、新理事のみでなく代議員の名簿も入れたほうがよい

のではないかと指摘があり、新法人の代議員の名簿も参考として入れることとされた。また、吉本会長より、今回法人化後として 3 人の監事を選んでいるが、現在の会則では監事は 2 名とされていることについて、移行期として法人に合わせて 3 名として進めることが説明された。濱中事務局長より、次期の会費請求をどうするかについて確認があり、吉本会長より法人化によって法人会員や学生会員ができることが説明され、その準備できてから会費請求することとされた。

(8)その他
吉本会長より、各理事と事務局幹事に 2 年間の活動について謝辞が伝えられた。

第 128 回　日本高等教育学会理事会報告
第 128 回理事会理事会が 2025 年 6 月 15 日(日) 17 時から 18 時 48 分まで Zoom によるオンライン会議で開催され以下の事項が審議・報告された。

議事録
1. 開会宣言
吉田会長より、本日の理事会については、Web 会議システムを利用して開催する旨の報告がなされ、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっていることが出席者全員により確認された。また、吉田会長は、6 月 1 日の総会で決議された一般社団法人への移行を前提に、本理事会から法人化を想定した定款案に基づいて運営していくことが言及され、定款の規定より、吉田会長を議長に理事会を開催することを宣言した。

2. 定足数報告（定款 39 条)、議事録署名人指名（定款 43 条）
吉田会長は、本日の理事会が、法人化後の定款案 39 条に定められている理事会の定足数を満たしていることを確認した。また、定款 43 条に基づいて会長と出席監事である齋藤監事が、議事録署名人となることが確認された。

3. 議案
(1)決議事項
①第 1 号議案：会長・副会長・事務局長の選任について
吉田会長より、資料 1 に基づいて、定款に基づいた選任手続きとして、会長・副会長・事務局長の選任が下記のとおり、提案された。異議がないことが確認されたうえで議決が行われ、賛成多数で承認された。

会長：吉田文、副会長：濱名篤、事務局長：白川優治

②第 2 号議案：各委員会委員長・副委員長・委員の選任ついて
吉田会長より、資料 2 に基づいて、各委員会委員長・副委員長・委員の選任が提案された。異議がないことが確認されたうえで議決が行われ、賛成多数で承認された。

③第 3 号議案：事務局の構成について
吉田会長より、資料 3 に基づいて、事務局の構成が提案された。異議がないことを確認されたうえで議決が行われ、賛成多数で承認された。

④第 4 号議案：会長に事故のある場合の職務代行の順序について
吉田会長より、資料 4 に基づいて、会長に事故のある場合の職務代行の順序が提案された。異議がないことが確認されたうえで議決が行われ、賛成多数で承認された。

⑤第 5 号議案：業務執行理事の分担について
吉田会長より、資料 5 に基づいて、業務執行理事の分担が提案された。異議がないことを確認されたうえで議決が行われ、賛成多数で承認された。

⑥第 6 号議案：入退会者について
吉田会長より、資料 6 に基づいて、2025 年 5 月分の入退会者希望者について報告された。異議がないことが確認されたうえで議決が行われ、賛成多数で承認された。

⑦その他
吉田会長より、その他議題とすべきことについての照会があり、特にないことが確認された。

(2)報告事項
①2025 事業年度の事業計画について
吉田会長より、資料 7 に基づいて 2025 年度の事業計画が説明され、各委員会・事務局への依頼事項が伝えられた。各委員会の活動や学会としての課題について、出席者による意見交換がなされた。意見交換の結果、資料 7 について、大会支援委員会の依頼事項に「大会校の大会準備・運営への協力」を含めることとされた。

②一般社団法人への移行スケジュール及び定款・会則について
白川事務局長より、資料 8 に基づいて、本学会の一般社団法人への移行スケジュールについて説明があった。

③今後の理事会運営について
白川事務局長より、資料 9 に基づいて、今後の理事会運営、開催予定について説明がなされた。

④当面の会計処理手続きについて
白川事務局長より、資料 10-1 に基づいて、当面の会計処理手続きについて説明がなされた。また、書式として資料 10-2、10-3、10-4 があることが説明された。

⑤第 29 回大会について
小方理事より、第 29 回大会の準備状況について報告がなされた。

⑥事務連絡
白川事務局長より、資料 11 に基づいて、兼業依頼及び理事会 ML、事務局 ML の運用についての事務連絡が説明された。

⑦その他
森理事より、本学会の英語略称（JAHER）の呼称についての確認があり、ジェイヘルであることが確認された。

4．閉会宣言

　吉田会長より、予定の議事が終了したことから、理事会の閉会が宣言された。閉会時刻は、18 時 48 分であった。

予算・決算報告

日本高等教育学会 2024 年度決算

2025 年 4 月 30 日現在
単位：円

（収入）

費目	2024 年度 予算(a)	2024 年度 収入(b)	差額（a-b）
前年度より繰越	9,898,846	9,898,846	0
会費収入	6,800,000	6,990,000	-190,000
雑収入	0	758,237	-758,237
計	16,698,846	17,647,083	-948,237

（支出）

費目	2024 年度 予算(a)	2024 年度 支出(b)	差額（a-b）
印刷費	130,000	99,000	31,000
消耗品費	60,000	37	59,963
通信費	350,000	259,689	90,311
業務委託費	1,400,000	1,347,039	52,961
会合費	80,000	0	80,000
交通費	300,000	0	300,000
紀要刊行費	2,300,000	201,025	2,098,975
国際交流活動費	300,000	91,140	208,860
大会運営費	850,000	1,144,970	-294,970
課題研究費	400,000	296,180	103,820
研究交流集会	100,000	16,500	83,500
ウェブページ整備費	500,000	363,385	136,615
名簿管理費	100,000	92,400	7,600
事務局経費（雑費）	150,000	134,977	15,023
理事選挙費	200,000	241,634	-41,634
会長プロジェクト費	1,200,000	371,250	828,750
法人化準備検討費	300,000	44,000	256,000
予備費	7,978,846	49,810	7,929,036
次年度に繰越	0	12,894,047	-12,894,047
計	16,698,846	17,647,083	-948,237

【学会運営基金】
（収入）

費目	2024 年度 予算(a)	2024 年度 収入(b)	差額（a-b）
前年度より繰越	9,888,513	9,888,513	0
計	9,888,513	9,888,513	0

（支出）

費目	2024 年度 予算(a)	2024 年度 支出(b)	差額（a-b）
次年度に繰越	9,888,513	9,888,513	0
計	9,888,513	9,888,513	0

日本高等教育学会 2025 年度予算

単位：円

（収入）

費目	2025 年度 予算(a)	2024 年度 実績(b)	増減（a-b）
前年度より繰越	12,894,047	9,898,846	2,995,201
会費収入	6,800,000	6,990,000	-190,000
雑収入	0	758,237	-758,237
計	19,694,047	17,647,083	2,046,964

（支出）

費目	2025 年度 予算(a)	2024 年度 実績(b)	増減（a-b）
印刷費	130,000	99,000	31,000
消耗品費	60,000	37	59,963
通信費	360,000	259,689	100,311
業務委託費	1,400,000	1,347,039	52,961
会合費	80,000	0	80,000
交通費	300,000	0	300,000
紀要刊行費	2,300,000	201,025	2,098,975
国際交流活動費	300,000	91,140	208,860
大会運営費	850,000	1,144,970	-294,970
課題研究費	400,000	296,180	103,820
研究交流集会	100,000	16,500	83,500
ウェブページ整備費	500,000	363,385	136,615
名簿管理費	100,000	92,400	7,600
事務局経費（雑費）	150,000	134,977	15,023
理事選挙費	0	241,634	-241,634
会長プロジェクト費	200,000	371,250	-171,250
法人化関連経費	300,000	44,000	256,000
予備費	12,164,047	49,810	12,114,237
次年度に繰越	0	12,894,047	-12,894,047
計	19,694,047	17,647,083	2,046,964

【学会運営基金】
（収入）

費目	2025 年度 予算(a)	2024 年度 実績(b)	増減（a-b）
前年度より繰越	9,888,513	9,888,513	0
計	9,888,513	9,888,513	0

（支出）

費目	2025 年度 予算(a)	2024 年度 実績(b)	増減（a-b）
次年度に繰越	9,888,513	9,888,513	0
計	9,888,513	9,888,513	0

※一般社団法人への移行により、任意団体としての日本高等教育学会は 8 月 17 日付で解散となった。任意団体の 2025 年度予算に対する決算は、次号にて報告する。

一般社団法人日本高等教育学会 2025 事業年度予算

単位：円

（収入）

費目	2025 年度予算	参考：任意団体 2025 年度当初予算
正会員会費	6,640,000	6,800,000
団体会員会費	0	-
大会参加費	0	-
広告料収入	0	-
雑収入	500	0
受取寄付金	20,828,652	-
前期繰越金	0	12,894,047
計	27,469,152	19,694,047

（支出）

費目	2025 年度予算	参考：任意団体 2025 年度当初予算
（事業費）		
大会事業費	850,000	850,000
紀要刊行費	2,300,000	2,300,000
課題研究事業費	400,000	400,000
国際交流活動事業費	300,000	300,000
研究交流事業経費	100,000	100,000
旧会長プロジェクト費	200,000	200,000
（管理費）		
ウェブページ整備費	500,000	500,000
印刷費	130,000	130,000
消耗品費	60,000	60,000
通信費	360,000	360,000
業務委託費	2,000,000	1,400,000
会議費	80,000	80,000
旅費交通費	300,000	300,000
名簿管理費	100,000	100,000
手数料・雑費	150,000	150,000
租税公課	50,000	-
支払報酬料	300,000	-
法人化関連経費	300,000	300,000
予備費	9,131,778	12,164,047
学会運営安定化・将来事業積立金への拠出	9,857,374	-
計	27,469,152	19,694,047

【学会運営安定化・将来事業積立金】

（収入）

費目	2025 年度予算	参考：任意団体 2025 年度当初予算
積立金としての拠出	9,857,374	-
計	9,857,374	-

（支出）

費目	2025 年度予算	参考：任意団体 2025 年度当初予算
次年度に繰越	9,857,374	-
計	9,857,374	-

※2025 年度法人予算については、総会で承認された学会としての 2025 年度当初予算が存在することから、それを前提としつつ、法人化に対応するために必要な修正を行った。

2025 年度事業計画・活動方針

一般社団法人日本高等教育学会　2025 事業年度事業計画・予算について

1. 事業計画

本学会の一般社団法人化の初年度にあたり、任意団体として立案した事業計画を尊重しつつ、法令と定款、会則に基づく学会運営を確実に実行し、一般社団法人日本高等教育学会定款第 4 条に基づき、2025 年度の事業について、以下のように計画する。

(1) 高等教育に関する研究及びその振興並びに普及

①2 つのテーマによる課題研究の推進と研究成果の公表

(2) 研究大会等研究集会の開催及び会員間の研究交流の促進

①第 29 回大会の開催準備（2026 事業年度での開催）

②研究交流集会の開催（2025 年 12 月）および新たな会員交流のための企画立案

③学会ウェブサイトおよびニュースレター（年 2 回）等による会員への情報提供

(3) 機関誌等による研究成果の公表

①学会誌の発行（2026 年 4 月）

(4) 高等教育関係団体及び関連機関との連携協力

①教育関連学会連絡協議会への参加・協力

(5) 高等教育研究に関する国際協力の推進

①学会の国際化推進に向けた国際交流活動の企画

(6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

①一般社団法人として必要な規程・内規の整備

②任意団体の清算と法人への移管手続きの適切な遂行

③法人としての 2025 年度の経理管理、決算処理の適切な遂行

2. 収支予算

別紙のとおりとする（左段に掲載）。

2025 年度活動方針（任意団体 日本高等教育学会（2025 年 8 月 17 日解散）のもの）

1. 研究活動

高等教育を取り巻く環境は大きく変化している。研究の活性化・高度化はもちろん、新たな研究テーマの発掘も含めて、課題研究等を中心としつつ研究活動をさらなる充実と成果発信を行う。また大会時だけでなく、各種の活動を通じて会員に取組の成果の開示を行い、会員相互の交流をさらに促進していく。

課題研究については、前年度の 2 つのテーマを継続・発展させることとし、大会時の課題研究報告のみでなく、公開セミナー方式で幅広く議論できる機会を設けるなど、より多くの会員の参画を促す形で進めることとしたい。

2. 国際交流

引き続き、①留学生・外国人研究者との交流の促進、②会員の国際的活動の支援、③海外学会・研究者との交流の促進、等の国際交流活動のさらなる活性化に努める。

3. 研究交流集会

2024 年度の研究交流集会の報告者は 3 人であり、前年度は 2 人なので、増えてはいるが、前年度と同様に比較的余裕をもって濃密な議論ができた。一般的に、特定テーマを巡って行われる研究会では、ある程度発表件数が多い方が良いであろうが、研究交流集会の本来の目的である、大会発表では十分な議論ができないのでより深い研究交流を促進するという趣旨からすれば、件数の多さは必ずしも必要ではないだろう。3 名の報告は適切な人数かもしれないが、それを踏まえて次年度の交流集会の発表件数を検討したい。また、2024 年度は公募を行ったが、なかなか応募が集まらず、理事に推薦していただいた。報告者確保については、個別に声掛けするなどして報告者を見つけざるを得ない状態が続いているが、この方式が妥当かどうかの検討も必要である。若手は一巡して、博士課程学生や若手研究者も顕著に増えているわけではないし、若手にはハードルが高いイメージを持たれていることもあるようだ。それらを踏まえて、研究交流集会への自発的な応募者を増やすことは引き続き今後の課題としたい。

4. 研究紀要

例年通り、第 29 集を発行する。特集テーマについては、研究紀要編集委員会内でもすでに議論を始めており、そこで提示された案や課題研究で取り上げられたテーマも考慮に入れつつ、同委員会内および理事会での検討を経て決定する。詳細が決まり次第、ニューズレター等を通じて順次お知らせする。自由投稿については第 26 集の掲載が 2 本、第 27 集の掲載が 1 本、第 28 集の掲載が 1 本と少ない状況が続いている。引き続きより多くの会員の皆様からの積極的な投稿をお願いしたい。また、研究紀要編集委員会が検討すべき課題として、紀要編集の体制・スケジュールの見直し、オープンアクセス義務化に関する検討を継続して進める。

5. 広報・会員管理

前年度に引き続き、学会ウェブサイトについて、利便性を考慮した調整、必要な記事の掲載等の作業を進める。また、英語版・中国語版についてはまだ運用を始めたばかりであるため、今後、どのような体制で進めるのかを検討したうえで、コンテンツの作成ならびに公開のために必要な作業を行う。また、入退会に関する広報のあり方に関しても見直しを行う。

6. 大会支援

2025 度の活動予定としては、①第 28 回大会校（九州大学）から昨年度の大会開催に関連する資料を第 29 回大会校への引継ぎ支援、②第 29 回大会の大会準備・運営の支援をルーティンな業務として着実に進める。また、安定的な大会運営と大会校の負担軽減を図るために大会運営に関する課題を整理する。

7. 会長プロジェクト

高等教育研究系センター調査について、私立大学まで検討範囲を拡げるとともに、あわせて特定の事例研究も行う。また、会員調査について、学会員の自律的な研究にかかる職場環境等の実態を分析し、これらの結果を踏まえ、報告をとりまとめ、多様な会員を支援するための学会と高等教育研究センター等とのネットワークについてのあり方を検討する。

8. 学会の一般社団法人化の実施

法人化 WG での検討を踏まえ、今年度のできるだけ早い時期に一般社団法人日本高等教育学会を設立する（現行の任意団体としての日本高等教育学会を解散し、全ての財産を新法人に移行する）。

2024 年度各委員会事業報告

1. 研究活動

【課題研究Ⅰ】学生と大学：学生参画のアプローチ

本課題研究では、学生参画の実現が論点となる具体的な場として、日本の大学における質保証・質向上のプロセス（メゾレベル）を焦点として検討した。まず、工藤潤会員（中央大学）より、国際的な議論をふまえながら、外部質保証の観点から日本の大学における学生参画をめぐる課題等について報告いただいた。また、川上忠重会員（法政大学）から、個別大学の特色に応じた学生参画のアプローチや学生の代表性に関わる実態と議論について、所属大学の事例や全国調査等から得られた知見を報告いただいた。さらに、清水栄子会員（愛媛大学）より、学生個人や他の学生の学修活動への参画（ミクロレベル）にも目を配りつつ、チェンジエージェントとしての学生への支援のあり方や課題等について論じていただいた。その上で杉谷祐美子理事（青山学院大学）に、ディスカッサントとして、文部科学省中央教育審議会大学分科会質保証システム部会等での議論や高等教育政策の動向等、また近年の学生調査や学生論をふまえながら、学生参画のアプローチの可能性や課題等について包括的な視点からコメントをいただいた。なお、本課題研究の企画には、担当理事のほか、川上会員、清水会員、杉谷理事、武寛子会員、田中正弘会員にも参加いただいている。

（担当理事　鳥居・米澤）

【課題研究Ⅱ】研究費ファンディングの国際比較

2024 年度は、前年度の「研究費ファンディングの国際比較」の議論を発展させ「高等教育の政治化とファンディングの国際比較」として進めた。前年度に課題研究を進める中で、物価高騰や経済安全保障などの様々な動きが世界共通に起きており、研究費ファンディングやその負担だけを取り出して 議論することは困難であり、

高等教育の政治化の文脈の中で捉えないと、現在起きていることは理解できないという理解に至ったためである。折下、北米において高等教育をめぐる政治的議論が急速に展開されたことから、北米の状況に着目し、そこで起こっている事象の理解と高等教育にあり方を検討した。

前年度と同様に大会時の課題研究発表だけでなく、2024 年度内に 3 回のオンラインによる公開セミナーを企画し、議論を深めた。公開セミナーには、各回 30-50 名の参加があった。

第 28 回大会では、これまでの公開セミナーでの議論を発展させることを意図して、企画趣旨を両角が報告したのちに、高木航平会員にカナダ・ケベック州の動向、吉田翔太郎会員にアメリカにおける反 DEI の動向、遠藤悟会員に第 2 次トランプ政権下での科学技術政策の動向を、それぞれ大学・高等教育に対するファンディングと関連づけながら整理して報告いただいたのち、科学技術社会論を背景として現在の動向をどのように考えるか綾部広則先生（科学技術社会論学会会長）にコメントをいただいた。なお、本課題研究の運営には、小林信一理事、齋藤芳子会員にも協力いただいている。

（担当理事　両角・白川）

2. 国際交流

日本高等教育学会第 28 回大会において、昨年の大会に引き続き 2 つのランチミーティングを実施できるように企画を進めた。ランチミーティング 1 は、留学生・外国人研究者との交流をテーマとして、留学生・外国人研究者が日本の大学で研究を進めていく上での悩みを話し合いながら、参加者同士で交流することを目指す。ランチミーティング２は、海外での調査や滞在に関する情報共有をテーマとして、海外渡航が再開する中、今後研究目的で海外での調査や滞在を考えている方を対象に、事前に知っておきたい情報、疑問や悩みを話し合いながら、参加者同士で交流することを目指す。昨年のランチミーティングで得られた知見も取りまとめて参加者に配布する予定である。また、2023 年 5 月に開催した学会創設 25 周年記念国際シンポジウム「世界の高等教育研究」の報告書を近日刊行目指し進めている。

（担当理事　中井・福留・木村）

3. 研究交流集会

研究交流集会を、2024 年 12 月 22 日（日）に開催した。昨年度は開催が 1 月であったので、今年度は例年の 12 月に開催を早めた。前回に引き続き、Zoom による開催となった。参加者は 35 名を数えた。発表者と発表題目、およびコメンテーターは以下のとおりである。川村真理（科学技術・学術政策研究所）「アメリカの大学における大学院生講師（GSI）制度」／コメンテーター：米澤彰純（東北大学）、堀川優弥（東京大学大学院）「大学職員のプロアクティブ行動に着目する意義とその成果」／コメンテーター：中島英博（立命館大学）、孟碩洋（一橋大学）「国際流動が中国人博士人材に与える影響：日本とアメリカの比較」／コメンテーター：黄福涛（広島大学）。

それぞれの発表の後、コメンテーターによる指摘、それに対する発表者のリプライ、フロアからの質問を受けて議論が行われた。今回は発表者が 3 名だったので、前回よりも各セッションの時間をやや短縮し、30 分の発表に対して 15 分のコメント、10 分のリプライと討論を行ったが、短い時間ながらも充実した議論となった。最後に会長が各発表へのコメントや総括を行った後に、情報交換会が行われた。情報交換会は 14 名の参加があり、セッション内で受付けられなかった質問やコメントが出され議論がより深まった。なお、今年度の研究交流集会は、公募も行い、理事からの推薦もあったが、公募への応募も理事からの被推薦者のみであった。

（担当理事　沖・杉谷・阿曽沼）

4. 研究紀要

研究紀要 28 集の編集を行った。特集のテーマは「高等教育における多様性と包摂」とし、7 本の論稿を掲載した。自由投稿には 12 本の投稿があり、編集委員会における厳正な査読・審査の結果、1 本を掲載することとなった。あと一歩で掲載可となる論稿も少なくないことを踏まえ、会員諸氏の研究成果を少しでも多く紀要に掲載できるよう、随時投稿制度の導入可能性を含め、紀要編集の体制・スケジュールの見直しが必要であると認識している。なお、第 28 集の刊行は 7 月初旬を予定している。

（担当理事　杉本）

5. 広報・会員管理

会員からの依頼による記事の掲載、年次研究大会や課題研究のセミナー、研究交流集会、理事選挙の告知、学会誌ならびにニューズレターの公開など、会員の利便性に配慮した学会ウェブサイト関連の作業を行った。

（担当理事　濱中（淳）・吉田）

6. 大会支援

2024 年度の活動として、①大会開催に関連する資料の収集と大会校への過去の大会関係資料の提供（第 27 回大会校（鎌倉女子大学）から第 28 回大会校（九州大学）への引継ぎの支援）、②第 28 回大会の大会運営の支援を行った。大会準備・運営について、大会校の不明点をこれまでの経過に基づいて助言するなど、大会校の負担軽減を図りながら、大会運営を支援した。

（担当理事　木村・白川）

7. 会長プロジェクト

【高等教育系研究センターの現状調査・分析】

2025 年 2 月から 3 月に掛けて、国立大学の大学教育研究開発系センターに専任教員として従事する方に、センター等組織のマネジメントとスタッフのキャリア形成についてのインタビュー調査を実施した。さらに専任教員および管理職者へのインタビュー調査を進め、第 28

回大会で研究発表（「大学教育研究開発系センターにおける組織と構成員の自律性―インタビュー調査を中心に―」）を行う。

（担当理事　福留）

【会員調査】

学会創設 25 周年記念事業の一環として、2024 年 8 月下旬から SOLTI 内に回答用サイトを設け、すべての会員を対象とするアンケート調査を実施した。

今回の調査では、学生会員に対する会費の支援（減額）、若手研究者への活動支援など、今後、学会として取り組むべき課題に対する意見などを幅広く尋ねるとともに、本学会の一般社団法人化など、今後の学会運営の在り方に大きく影響を及ぼす事項についても意見を収集した。

最終的な回答者数は 222 名、回答率は 31.6%であった。今後、会長プロジェクトの一部として分析等を行い、第 28 回大会で研究発表（「高等教育研究者のアカデミックキャリアパスと研究環境」）を行い、それらを踏まえて成果を会員に報告する。回答を寄せていただいた会員各位にあらためて深く御礼申し上げたい。

（担当理事　濱中（義））

事務局報告

1. 新たな会員制度と年会費について

本学会の法人化に伴い、新たな会員制度として、正会員（個人）とともに法人会員が新設されるとともに、正会員について一般会員・学生会員・留学生会員の区分が設定されました。年会費は、一般会員 10,000 円、学生会員 7,000 円、留学生会員 5,000 円となります（会則 6 条）。これまでの会員の方で、学生会員・留学生会員に該当される方は、申請により、学生会員・留学生会員に移行いたします（入退会規程 附則 2）、下記の要領で申請をしてください。

＜学生会員・留学生会員の申請手続き＞

・「学生証のコピー（所属先と有効期限が明瞭なもの）」を PDF ファイル等で学会事務局に送付してください。

日本高等教育学会事務局

g005jaher-mng@ml.gakkai.ne.jp

・理事会の承認ののち、ご連絡しますので、その後、学生会員・留学生会員としての会費を納付してください。なお、申請のタイミングによっては、次年度からの適用となる場合があります。

2. 2025 年度会費の納付について

2025 年度の会費について、現在、法人としての新たな銀行口座の開設手続きを行っておりますため、納付書のお届けができておりません。納付書の発送は、12 月頃を予定しております。年会費は、学会のウェブサイトからオンライン決済でも納付はできるように設定しておりますので、オンライン決済での会費納付もご利用ください。

なお、学生会員・留学生会員に申請される方は、理事会の承認後、連絡を差し上げますので、該当額の年会費を納付してください。

日本高等教育学会の法人化の経緯について

2025 年 8 月に、日本高等教育学会は、一般社団法人日本高等教育学会に移行しました。法人化に至るこれまでの経過について、会員の皆様にご報告するとともに、記録として記載します。

2023-24 年度期（吉本圭一会長）

2024 年 5 月

・2023 年度に行った「学会のあり方（理事会のあり方、会則・規程）」ならびに「財務検討」の結果、学会のコンプライアンスのために法人格を持つことが有効であることが確認された（第 123 回理事会）。そこで、学会の一般社団法人化に向けた検討・準備を行うこと、およびそのためのワーキンググループを組織することについて、2023 年度総会（於：鎌倉女子大学）で了承を得た。

2024 年 9 月

・第 124 回理事会にて、8 月に実施した会員調査では法人化への賛意が多かったこと等の経過報告を行い、引き続き検討を進めることで了承を得た。

2024 年 9～10 月

・法人化検討ワーキンググループ（濱名篤、塚原修一、吉田香奈、濱中義隆）において、2025 年度からの一般社団法人化に向けて、定款、会則、代議員選挙規則、役員候補者選出規則の原案を作成。

2024 年 11 月

・上記の定款等の原案ならびに法人化までのスケジュールを示した上で、会員からの意見聴取（パブリックコメント）を実施。

2025 年 2 月

・現行の理事選挙規程に基づき理事選挙を実施。法人化後の代議員となる会員 25 名を選出。

2025 年 2～3 月

・パブリックコメントを受けて定款案等を一部修正ののち、行政書士による定款等のリーガルチェックを実施。

2025 年 3 月

・法人化後の定款、会則、役員選出規則を準用し、役員候補者選考委員会にて理事 12 名、監事 3 名の候補者を選出。

2025 年 4 月

・2 月の選挙により選出された法人化後の代議員による代議員総会を開催し、理事 12 名、監事 3 名の役員選任を議決。

・新たに選任された新理事の互選による会長選挙を実施。選挙の結果、吉田文理事を新会長（候補）に選出。

2025 年 6 月

・2024 年度総会（2025 年 6 月 1 日）において、以下の 4 点を提起し、審議。全会一致による決議をもって承認。

(1)任意団体としての日本高等教育学会の解散ならびに一般社団法人日本高等教育学会への移行。
(2)法人の登記については、準備が出来次第、速やかに実施する（新法人の設立日の前日に任意団体としての学会を解散し、すべての会員及び財産を新法人へ引き継ぐ)。
(3)法人の設立日までは、新法人の役員（理事・監事）就任予定者を、任意団体の役員として、これまで通りの事業を継続する。
(4)2025 年 5 月 1 日から任意団体の解散日までの決算、監査については別途行う。

2025-26 年度期（吉田文会長）
2025 年 6 月
・2025-26 年度期の理事・監事に、設立登記の手続きで必要となる就任承諾書・本人確認書類の提供を依頼し、法人設立手続きの準備を進める。
・一般社団法人日本高等教育学会の会長印・銀行印・法人印（角印）の発注・納品。
・設立時社員 3 名、設立時理事 12 名、設立時監事 3 名とする定款を確定。
2025 年 7 月
・錦糸町公証役場に定款認証のための定款の事前確認手続きを依頼。
2025 年 8 月
・錦糸町公証役場において定款認証（8 月 14 日)。
・東京法務局豊島出張所において法人設立登記申請の提出（8 月 18 日。9 月 8 日が登記完了日として指定される)。
・6 月 1 日の総会決議に基づき、任意団体としての日本高等教育学会は 8 月 17 日で解散。
2025 年 9 月
・東京法務局豊島出張所にて法人登記の完了を確認（9 月 8 日)。
・東京都豊島都税事務所に「法人設立届書」、豊島税務署に税務関係書類を提出（9 月 8 日)。法人設立手続きの完了。
・創設時社員総会、第 1 回理事会、第 1 回代議員総会を開催（9 月 13 日)。これらの諸会議において、任意団体としての日本高等教育学会の会員や財産・債務・権利・義務を継承することを決議するとともに、新会則等を決定。

（事務局長　白川 優治）

定款・会則・各種規程

一般社団法人日本高等教育学会　定款

第１章　総則
（名称）
第１条　この法人は、一般社団法人日本高等教育学会と称する。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

（目的）
第３条　この法人は、高等教育研究の推進及び研究成果の普及並びに会員相互の研究交流の促進を目的とする。

（事業）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 高等教育に関する研究及びその振興並びに普及
(2) 研究大会等研究集会の開催及び会員間の研究交流の促進
(3) 機関誌等による研究成果の公表
(4) 高等教育関係団体及び関連機関との連携協力
(5) 高等教育研究に関する国際協力の推進
(6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
　２　前項の事業については、全国において行うものとする。

第２章　会員
（会員）
第５条　この法人に次の会員を置く。
(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人
(2) 法人会員　この法人の目的に賛同して入会した法人・団体
(3) 名誉会員　この法人に特別の功労のあった者

（入会）
第６条　この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みを行い、その承認を受けなければならない。
　２　前項の規定にかかわらず、名誉会員は、代議員総会の承認を経て会長が授与する。

（入会金及び会費）
第７条　会員（名誉会員を除く）は、代議員総会において定める入会金及び会費を納付しなければならない。

（退会）
第８条　会員は、理事会において定める退会手続により、その承認を受けて退会することができる。

（除名）
第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
(1) この定款その他の規則に違反したとき
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
(3) その他の除名するべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）
第 10 条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 第７条の支払い義務を２年以上履行しなかったとき
(2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
(3) 会員である組織又は団体が解散したとき

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）
第 11 条　会員が前３条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。
　２　この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品を返還しない。

第３章　代議員
（代議員の設置及び定数）
第 12 条　この法人に、25 名以上 30 名以内の代議員を置く。
　２　前項の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（選出等）
第 13 条　代議員は、正会員の中から選出する。代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規則は理事会において定める。
　２　前項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

（正会員の閲覧等の権利）
第 14 条　正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員たる会員と同様にこの法人に対して行使することができる。
(1) 同法第 14 条第２項の権利（定款の閲覧等）
(2) 同法第 32 条第２項の権利（社員名簿の閲覧等）
(3) 同法第 57 条第４項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
(4) 同法第 50 条第６項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）

(5) 同法第 51 条第４項及び第 52 条第５項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
(6) 同法第 129 条第３項の権利（計算書類等の閲覧等）
(7) 同法第 229 条第２項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
(8) 同法第 246 条第３項、第 250 条第３項及び第 256 条第３項の権利（合併契約等の閲覧等）

（職務）
第 15 条　代議員は、代議員総会を組織し、法人法及びこの定款に定める事項を審議し決議する。

（任期）
第 16 条　代議員の任期は、選任の２年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。
　２　補充又は増員により選任された代議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
　３　代議員の任期については、再任を妨げない。ただし、連続して３期までとする。

（代議員名簿）
第 17 条　この法人は、代議員名簿を作成して主たる事務所に備え置くものとし、代議員名簿をもって法人法第 31 条に規定する社員名簿とする。
　２　当法人の代議員に対する通知又は催告は、代議員名簿に記載した住所にあてて行うものとする。

（報酬）
第 18 条　代議員は、無報酬とする。

第４章　代議員総会
（構成及び種類）
第 19 条　代議員総会は、すべての代議員をもって構成する。
　２　前項の代議員総会をもって法人法上の社員総会とする。
　３　代議員総会における議決権は、代議員１名につき１個とする。
　４　代議員総会は、毎事業年度終了後３か月以内に定時代議員総会を開催するほか、必要がある場合に臨時代議員総会を開催する。

（権限）
第 20 条　代議員総会は、次の事項について決議する。
(1) 入会の基準並びに会費の金額
(2) 会員の除名
(3) 理事及び監事の選任及び解任
(4) 理事及び監事の報酬等の額
(5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(6) 定款の変更
(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
(8) 解散及び残余財産の処分
(9) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
(10) 理事会において代議員総会に付議した事項
(11) 前各号に定めるもののほか、代議員総会で決議するものとして法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（招集）
第 21 条　代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
　２　代議員総会の招集は、代議員総会の日の１週間前までに、ただし書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合には代議員総会の日の２週間前までに、代議員に対してその通知を発しなければならない。
　３　代議員総数の議決権の 10 分の１以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、代議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員総会招集の請求をすることができる。
　４　前項の請求があった場合には、その日から 30 日以内に臨時代議員総会を開催するものとし、会長はその旨の招集通知をしなければならない。

（議長）
第 22 条　代議員総会の議長は、当該代議員総会において代議員の中から選出する。

（決議）
第 23 条　代議員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を有する代議員の過半数が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。
　２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、代議員総数の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
(1) 会員の除名
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) その他法令で定められた事項
　３　代議員総会の場所に存しない代議員が代議員総会に出席した場合、当該代議員は前２項の規定において出席したものとみなす。

（書面による決議等）
第 24 条　代議員は、あらかじめ通知された代議員総会の議案について、事前に書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができる。
　２　前項のほか、代議員は書面をもって代議員総会における議決権の行使を他の出席代議員に委任することができる。
　３　前２項の場合、当該代議員は前条の規定において出席したものとみなす。

（議事録）
第 25 条　代議員総会の議事については、法令で定める

ところにより、議事録を作成する。
　２　議事録には、議長のほか代議員総会に出席した代議員の中より選定された２名の議事録署名人が、これに署名又は記名押印する。

第５章　役員
（役員の設置等）
第 26 条　この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事　９名以上 12 名以内
(2) 監事　２名以上３名以内
　２　理事のうち１名を会長（法人法第 91 条第１項第１号の代表理事）、１名を副会長、１名を事務局長（いずれも同条同項第２号の業務執行理事）とする。

（選任等）
第 27 条　理事及び監事は、理事会において定める役員候補者選出規則に従い選出し、代議員総会の決議によって選任する。
　２　会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。
　３　理事及び監事は、代議員総会の決議によって解任することができる。

（親族等の制限）
第 28 条　各理事（清算人を含む。以下この条において同じ。）は、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合を、それぞれ３分の１以下とする。

（理事の職務）
第 29 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、理事会において定めた職務を執行する。
　２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。会長に事故あるときは、予め理事会が決定した順序により、理事が職務を代行する。
　３　業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
　４　会長及び業務執行理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務）
第 30 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告書を作成する。
　２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任期）
第 31 条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、理事及び監事は連続して３期まで、会長は連続して２期までとする。
　２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（役員の報酬等）
第 32 条　理事及び監事に対して、代議員総会において定める総額の範囲内で、代議員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（役員の損害賠償責任の免除）
第 33 条　この法人は、法人法第 114 条第１項の規定により、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

（責任限定契約）
第 34 条　この法人は、法人法第 115 条第１項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、法人法第 113 条第１項の規定による最低責任限度額とする。

第６章　理事会
（構成）
第 35 条　この法人に理事会を置く。
　２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第 36 条　理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職
(4) 代議員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
(5) 前各号に定めるもののほか、理事会の職務として法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（招集）
第 37 条　理事会は、会長が招集する。
　２　会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、業務執行理事が理事会を招集する。
　３　理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、理事会の日の１週間前までに、各役員に対してその通知を発しなければならない。
　４　前項の規定にかかわらず、理事会は、役員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることをなく開催することができる。

（議長）
第 38 条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を指名する。

（決議）
第 39 条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、議長を除く理事の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
　２　理事会の場所に存しない理事が理事会に出席した場合、当該理事は前項の規定において出席したものとみなす。

（決議の省略）
第 40 条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

（報告の省略）
第 41 条　理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第 91 条第２項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）
第 42 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事が、これに署名又は記名押印しなければならない。

第７章　事務局
（事務局）
第 43 条　この法人は、事業を実施し事務を処理するために、事務局を設置する。
　２　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。
　３　事務局の構成員は、理事会の承認を経て会長が任免する。

第８章　委員会
（委員会）
第 44 条　この法人は、必要に応じて各種の委員会を設置することができる。
　２　委員会の設置及び廃止は、理事会の決議により行う。
　３　委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

第９章　資産及び会計
（事業年度）
第 45 条　この法人の事業年度は、毎年５月１日から翌年４月 30 日までとする。

（事業計画及び収支予算）
第 46 条　この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を得て、代議員総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。
　２　前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）
第 47 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
　２　会長は前項の承認を受けた書類を定時代議員総会に提出し、第１号及び第２号の書類については内容を報告し、第３号から第５号までの書類については、承認を受けなければならない。

（剰余金の分配の禁止）
第 48 条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（公告）
第 49 条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

（基金）
第 50 条　この法人は、代議員又は第三者に対し、基金の拠出をもとめることができる。

（基金の拠出者の権利）
第 51 条　この法人に拠出された基金は、この法人が解散する時まで返還しない。
　２　前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

（基金の返還に関する手続）
第 52 条　この法人の基金は、定時代議員総会において返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事会が決議した定めに従って返還する。

第 10 章　定款の変更及び解散
（定款の変更）
第 53 条　この定款は、代議員総会の決議によって変更することができる。

（解散）
第 54 条　この法人は、代議員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第 55 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章　雑則
（委任）
第 56 条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（法令の準拠）
第 57 条　本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

附則
１　この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、この法人の成立する日から令和８年４月 30 日までとする。
２　この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は以下の者とする。
（氏名により記載省略）
４　この法人の設立時社員の氏名及び住所は以下の通りである。
（氏名・住所により記載省略）

以上、一般社団法人日本高等教育学会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和７年７月 14 日

設立時社員　（氏名により記載省略）（印）
設立時社員　（氏名により記載省略）（印）
設立時社員　（氏名により記載省略）（印）

一般社団法人日本高等教育学会会則

第１章　総則
（総則）
第１条　一般社団法人日本高等教育学会（以下「本会」という。）の組織及び運営は、定款に定めるところによるほかは、この会則によって行う。

（英文名称等）
第２条　本会の英文名称は、Japanese Association of Higher Education Research、英文略称は、JAHER とする。

（主たる事務所の所在地）
第３条　定款第２条に定める主たる事務所の所在地は、〒170-0013 東京都豊島区東池袋２丁目 39 番２号 大住ビル 401 （株）ガリレオ 学会業務情報センター東京オフィス内とする。
２　主たる事務所の所在地が変更されるときは、理事会は、その旨及び変更後の所在地を、本会会員に速やかに通知しなければならない。

第２章　会員
（入会及び仮会員）
第４条　本会の正会員になろうとする個人は、本会の正会員又は名誉会員２名以上の推薦を受け、入会申込書及び指定された書類を提出し、理事会の承認を経なければならない。
２　法人及び団体は、前項の手続きによって本会の法人会員となることができる。
３　入会申込書が受理された個人及び法人・団体は、理事会の承認がなされるまでの期間は仮会員とする。仮会員の資格等については理事会が別に定める。
４　その他、入会及び退会について必要な事項は、理事会が定める。

（正会員の区分）
第５条　正会員に、一般会員、学生会員、留学生会員の区分を設ける。
２　一般会員とは、学生会員、留学生会員以外の者とする。
３　学生会員とは、大学院など学校教育法第１条に定める高等教育機関、又はこれと同等の外国の教育機関に学籍を有し、学生会員としての入会を申し出たうえで、理事会で承認された者とする。
４　留学生会員とは、日本に在留する外国人留学生で、留学生会員としての入会を申し出たうえで、理事会で承認された者とする。
５　正会員は、第１項の区分に変更があったときは、遅滞なく事務局に届け出なければならない。

（入会金・会費）
第６条　定款第７条の入会金は無料とする
２　同条の年会費は次の通りとする。
一般会員　10,000 円
学生会員　7,000 円
留学生会員　5,000 円
法人会員　20,000 円

（会員の権利）
第７条　会員は、次の各号に定める権利を本会に対して行使することができる。ただし、定款又は理事会が定める規定に違反したときはこの限りでない。
(1) 正会員及び名誉会員　年１回開催される研究大会への参加、機関誌及び研究大会等研究集会における研究の成果の発表、学会誌１冊及びニューズレター等の受領、理事会が定める代議員の選出に関する権利
(2) 団体会員　年１回開催される研究大会への２名の参加、研究大会等研究集会における展示、会員を対象とする広報媒体への広告及び情報の掲載、学会誌１冊及びニューズレター等の受領

（再入会）
第８条　定款第 10 条第１項第１号の事由により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、滞納した会費を納付するものとする。

第３章　役員
（任期）
第９条　会長・副会長・事務局長の任期は、定款第 31 条の理事の任期に同じとする。ただし、次期の会長・副会長・事務局長が就任していない場合においては、その就任まで引き続き、本会の運営を行う。

第４章　事務局
（構成）
第 10 条　本会の事務局に、事務局長１名を置き、事務局員を置くことができる。
２　事務局長は事務局を代表し、その事務を総括する。
３　事務局長は、理事の中から会長が指名し、理事会の承認を経て委嘱する。
４　事務局の担当する事務及び構成は理事会が別に定める。

第５章　委員会
（設置）
第 11 条　本会に次の委員会を置き、委員会は各号に定める業務を行う。
(1) 研究紀要編集委員会　機関誌の編集・刊行
(2) 課題研究委員会　会員の研究活動に資する活動及び課題研究の構成等
(3) 大会支援委員会　研究大会開催の支援活動等
(4) 国際委員会　国際交流活動等学会の国際化に資する活動
(5) 広報委員会　学会の広報活動等
(6) 企画・会員交流委員会　学会に資する企画及び会員交流活動等
(7) 総務・理事会支援委員会　学会運営の支援活動等
２　各委員会に委員長１名を置き、委員を置くことができる。
３　各委員会の委員長は各委員会を代表し、その業務を総括する。
４　各委員会の委員長は理事の中から会長が指名し、委員は代議員又は会員の中から会長が指名して、いずれも理事会の承認を経て委嘱する。
５　第１項に掲げる委員会について必要な事項は理事会が別に定める。

（特別委員会）
第 12 条　本会の運営上必要があるときは、理事会の承認により予め設置期間を限定した特別委員会を設けることができる。
２　特別委員会を設けたときは、直後に招集される代議員総会において経過を報告するものとする。
３　特別委員会には委員長１名を置き、委員を置くことができる。
４　特別員委員会の委員長及び委員の委嘱は、前条第４項を準用する。

（任期）
第 13 条　第 11 条第２項の委員長及び各委員の任期は、定款第 31 条に定める理事の任期に同じとする。
２　特別委員会を構成する委員長及び委員の任期は、理事会が定める当該委員会の設置期間内とする。ただし、定款第 31 条に定める理事の任期を超えないものとする。

第６章　雑則
（会則の改正）
第 14 条　この会則の改正は、理事会の議を経て、代議員総会の承認を得て行う。

附則
この会則は一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。

一般社団法人日本高等教育学会代議員選挙規則

（総則）
第１条　一般社団法人日本高等教育学会定款（以下、「定款」という。）第 13 条第１項にもとづく代議員の選挙は、定款に定めるところによるほかは、この規則によって行う。

（選挙権・被選挙権）
第２条　選挙が行われる事業年度（以下「選挙年度」という。）の９月末日において、次の各号のいずれかに該当する正会員（以下「有権会員」という。）は、当該事業年度の選挙における選挙権及び被選挙権を有する。
(1) 選挙年度の前年度から会員であり、当該前年度までの会費を納入している正会員。
(2) 選挙年度中に投票期日以前に会員となった正会員。
２　前項の規定にかかわらず、定款第 16 条第３項の定めにより、選挙年度まで連続３期にわたって代議員をつとめている者は被選挙権を有しない。

（選出及び投票方法）
第３条　代議員は有権会員の投票により選出する。
　２　投票は 10 名以内の連記により行い、無記名とする。電子投票によることを常例とし、代議員総会が開催される日の 30 日以前に投票を完了するものとする。

（選挙事務）
第４条　選挙事務を管理するため、一般社団法人日本高等教育学会（以下、「本会」という。）に選挙管理委員会を置く。
　２　選挙事務に関して必要な事項は、定款及びこの規則に定めるもののほかは、理事会が定める。

（選挙管理委員会）
第５条　選挙管理委員会（以下「本委員会」という。）は、委員長１名及び委員２名により組織する。
　２　本委員会の委員長及び委員は、本会の代議員、役員、各種委員会委員、及び事務局員を除く正会員のうちから会長が選定し、代議員総会の承認により決定する。
　３　委員長は本委員会を代表し、選挙事務を統轄する。
　４　本委員会は、委員長及び委員の全員が出席しなければ開くことはできない。
　５　委員長の任期は、当該選挙によって代議員となった者の任期満了日までとする。
　６　委員の任期は、選挙年度に関する定時代議員総会の終結の時までとする。
　７　本委員会の権限に属する事務の処理は、学会事務局があたる。

（定数）
第６条　本委員会は、定款第 12 条第 1 項及び代議員総会が承認した代議員の数の範囲内において代議員を選出する。

（有効票の決定基準・当選人の決定）
第７条　投票における有効票の決定は本委員会が判定する。
　２　有効得票数が上位の者から順に前条の規定により定めた代議員定数までを当選人とする。
　３　有効得票数が同数のため、当選人と次点が区別できないときは、委員の立ち会いのもとに、委員長が抽選を行って当選人を決定する。

（代議員就任の承諾）
第８条　委員長は、当該選挙の開票が終了したときは、直ちにその結果を事務局長に報告する。
　２　事務局長は、前項の報告にもとづき、当選人に対して書面又は電磁的方法により代議員就任の諾否を確認する。
　３　就任を辞退する者が出た場合、事務局長は委員長に次点の者の繰上げを求め、第６条の規定により定めた代議員の定数に達するまで繰上げを行う。

（選挙管理委員会への委任）
第９条　この規則に定めるもののほか、選挙実施及び代議員の確定に必要な事項は本委員会が決定する。

（規則の改廃）
第 10 条　この規則の改廃は、理事会の議を経て、代議員総会の承認を得て行う。

附則
１　この規則は、一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。
２　第５条第２項の規定にかかわらず、本会の最初の選挙管理委員会は、設立時社員による社員総会の承認によって決定する。
３　定款第 16 条の規定にかかわらず、本会の最初の代議員選挙において第８条第２項の承諾を得た者が代議員となる時期は、設立時社員による社員総会が決定する。

一般社団法人日本高等教育学会役員候補者選出細則

（総則）
第１条　一般社団法人日本高等教育学会役員候補者選出規則（以下「規則」という。）第３条の役員候補者選出を円滑ならしめるため、この細則を定める。

（理事候補者選出の指針）
第２条　役員候補者選考委員会は、以下の指針に従って理事候補者を代議員総会に提案する。
(1) 一般社団法人日本高等教育学会定款（以下、「定款」という）第 26 条に基づき理事会が承認した理事定数のうち半数程度を、代議員選挙の得票数順に候補者とする。
(2) 前号に続き、円滑な学会運営及び多様性に配慮して、理事会が承認した理事定数まで代議員から選出し、候補者とする。
　２　役員候補者選考委員会の委員で、審議の過程で理事候補者に選出された者は、その者にかかわる審議には参加することができない。

（監事候補者選出の指針）
第３条　役員候補者選考委員会は、以下の指針に従って監事候補者を代議員総会に提案する。
(1) 定款第 26 号に基づき理事会が承認した監事定数のうち、半数以上の監事候補者は代議員から選出する。
(2) 前号にかかわらず、監事定数が２名の場合、監事候補者の１名は代議員以外から選出することができる。監事定数が３名の場合、監事候補者の１名は代議員以外から選出する。
(3) 前２号は、円滑な監査及び多様性に配慮して選出するものとする。
　２　役員候補者選考委員会の委員で、審議の過程で監事候補者に選出された者は、その者にかかわる審議には参加することができない。

（細則の改廃）
第４条　この細則の改廃は、理事会の決議によって行う。
附則
この細則は、一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。

一般社団法人日本高等教育学会役員候補者選出規則

（総則）
第１条　一般社団法人日本高等教育学会定款（以下、「定款」という。）第 27 条にもとづく役員の選任は、この規則により選出された者を候補とする。

（役員候補者選考委員会）
第２条　役員候補者を選出するため、一般社団法人日本高等教育学会（以下、「本会」という。）の代議員選挙により代議員が確定した後に遅滞なく、本会に役員候補者選考委員会（以下「本委員会」という。）を置く。
　２　本委員会は、委員長１名及び委員４名により組織する。
　３　委員長及び委員２名は会長を除く理事から、委員２名は本会の当該代議員選挙により新たに代議員となる者から、それぞれ会長が選定する。
　４　委員長は本委員会を代表し、この規則に定める事務を統轄する。
　５　本委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
　６　委員長及び委員の任期は、代議員選挙が行なわれる事業年度に関する定時代議員総会の終結の時までとする。
　７　本委員会の権限に属する事務の処理は、本会事務局があたる。

（役員候補者の選出）
第３条　本委員会は、定款第 26 条第１項及び理事会が承認した役員の数の範囲において、役員の区分ごとに役員候補者を選出する。
　２　本委員会は役員候補者の選出にあたり、代議員選挙の結果を参考にしつつ、本会の円滑な運営及び役員の多様性に配慮した選考を行うものとする。
　３　委員長は、役員候補者に対して書面又は電磁的方法により役員候補者就任の諾否を確認する。
　４　就任を辞退する者が出た場合、本委員会は追加の役員候補者を選出し、第１項の役員候補者数に達するまで追加の選出を行う。

（代議員総会への提案）
第４条　委員長は、前条第１項により選出された役員候補者を、役員の区分ごとに氏名の 50 音順に整理して、代議員総会に提案しなければならない。

（役員候補者選考委員会への委任）
第５条　この規則に定めるもののほか、役員候補者の選出に必要な事項は、本委員会が決定する。

（規則の改廃）
第６条　この規則の改廃は、理事会の議を経て、代議員総会の承認を得て行う。

附則
１　この規則は、一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。
２　第２条第３項の規定にかかわらず、最初の役員候補者選考委員会の委員長及び委員は、設立時社員による社員総会の承認によって決定する。

一般社団法人日本高等教育学会入会の基準に関する規程

（目的）
第１条　この規程は、一般社団法人日本高等教育学会定款第 20 条第１号に基づき、入会基準について定めることを目的とする。

（正会員の審査基準）
第２条　一般社団法人日本高等教育学会会則（以下、「会則」とする）第４条第１項に基づく、一般社団法人日本高等教育学会（以下「本会」という。）の正会員は、次のいずれかの要件を満たし、正会員又は名誉会員２名以上の推薦をもとに、理事会の承認を得た者とする。
(1) 高等教育を研究課題とし、大学又は短期大学等の高等教育機関もしくは高等教育関係機関の教職員の職にある者
(2) 前号以外の者で、高等教育についての関心が高く、学士課程及び大学院課程に在学する者、又は同課程を修了した者
(3) その他、かつて大学又は短期大学等の高等教育機関の教職員の職にあった者、高等教育に関する研究者、行政関係者、報道関係者等で前２号の者と同等の経験や見識を有し、本会の活動に寄与することが期待できる者

（法人会員の審査基準）
第３条　会則第４条２項に基づく法人会員は、次のいずれかの要件を満たし、正会員又は名誉会員２名以上の推薦をもとに、本会の活動に寄与することが期待できるとして理事会の承認を得た組織とする。
(1) 高等教育機関
(2) 高等教育機関内の一部局として認められる単位の組織
(3) 高等教育に関係する機関・団体等であり、本会の活動に寄与することが期待できる組織

（その他）
第４条　その他、入会審査について必要な事項は理事会において別に定める。

（規程の改廃）
第５条　この規程の改廃は、代議員総会において行う。
附則
この規程は一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。

一般社団法人日本高等教育学会入退会規程

（目的）
第１条　この規程は、一般社団法人日本高等教育学会定款（以下、「定款」という。）第６条、第８条及び第 10 条の規定に基づき、会員の入会及び退会等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（正会員の入会審査手順）
第２条　一般社団法人日本高等教育学会（以下「本会」という。）の正会員になろうとする者は、本会正会員の推薦を得たことを証する所定の入会申込書を本会に提出し、かつ当該事業年度の会費を納めなければならない。
　２　正会員のうち、一般社団法人日本高等教育学会会則（以下、「会則」という。）第５条第３項に定める学生会員又は同条第４項に定める留学生会員となろうとする者は、入会申込書とともに学生証の写しを提出するものとする。
　３　理事会は、正会員として入会申込手続を完了した者について、一般社団法人日本高等教育学会入会の基準に関する規程（以下、「入会の基準に関する規程」）に基づき、入会の可否を審議する。また、学生会員及び留学生会員となろうとする者については、その可否を併せて審議する。
　４　会長は、理事会の審議の結果を当該申込者に通知する。
　５　理事会により入会が認められた者は、第１項の手続を完了した日に会員となったものとする。
　６　前項の規定にかかわらず、２月１日から同事業年度末日までの間に会員となった者については、同事業年度の会費を免除し、入会申込時に納めた会費は翌事業年度の会費にあてる。

（法人会員の入会審査手順）
第３条　本会の法人会員となろうとする団体は、本会会員の推薦を得たことを証する所定の入会申込書を本会に提出し、かつ当該事業年度の会費を納めなければならない。
　２　法人会員になろうとする団体は、前項の申込書とともに、本会が定める調書書式に必要事項を記入して提出しなければならない。
　３　理事会は、法人会員として入会申込手続を完了した団体について、入会の基準に関する規程に基づき、入会の可否を審議する。
　４　会長は、理事会の審議の結果を当該申込団体に通知する。
　５　理事会により入会が認められた団体は、第１項の手続を完了した日に会員となったものとする。
　６　前項の規定にかかわらず、２月１日から同事業年度末日までの間に会員となった団体については、同事業年度の会費を免除し、入会申込時に納めた会費は翌事業年度の会費にあてる。

（仮会員）
第４条　会則第４条第３項に定める仮会員は、本会の会員とみなし、会員と同等の権利を認める。ただし、代議員選挙に関する権利についてはこの限りではない。
　２　仮会員に対して、理事会が本会への入会を認めなかった場合は、前項の資格は入会申込時に遡って無効とする。
　３　前項に該当する入会申込者に対しては、既に納付のあった会費は返金する。

（正会員の区分変更）
第５条　学生会員又は留学生会員が、学生の身分を喪失した場合、遅滞なく本会に届け出なければならない。
　２　前項の変更により、すでに納付した当該年度の会費に不足が生じた場合は、不足分を遅滞なく納付しなければならない。

（退会手続）
第６条　本会を退会しようとする会員は、その旨を所定の退会申込書をもって、届け出なければならない。
　２　前項の書面を提出した会員は、未納付の会費がある場合には、当該事業年度までの会費を納付しなければならない。
　３　理事会は、前２項の手続を完了した者について退会の可否を審議する。
　４　会長は、理事会の審議の結果を当該退会申込者に通知する。
　５　理事会の審議の結果、退会が認められた者については、退会届が本会に到達した日に会員の資格を失ったものとする。
　６　事業年度末日の退会を希望する者は、前項の定めにかかわらず、その旨を第１項の書面において届け出ることで、会員資格を失う日を同事業年度末日とすることができる。

（会費滞納による退会処分）
第７条　定款第 10 条第１号の規定により、２事業年度にわたり会費を滞納した者は、会員の資格を喪失する。
　２　前項の対象となった者は、理事会の審議を経た上で、前事業年度末日に退会したものとする。
　３　前項の決定により本会を退会処分となった者が再び本会の会員となろうとするときは、第２条第１項もしくは第３条第１項の手続に加え、未納付分の会費を納めなければならない。

（逝去等退会・解散退会）
第８条　正会員について、定款第 10 条第２号の規定に

該当する届出があった場合には、理事会での確認を経た上で、当該事実が生じた日をもって該当会員を逝去等退会とする。
　２　法人会員において定款第 10 条第３号の規定に該当する届出があった場合は、前項と同様の手続きを経た上で、当該事実が生じた日をもって該当会員を解散退会とする。
（過年度会費の取扱い）
第９条　過年度分の会費を納付していない者が納付した会費は、過去の事業年度のものから順に充当する。

（規程の改廃）
第 10 条　この規程の改廃は、理事会において行う。

附則
１　この規程は、一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。
２　第２条の規定にかかわらず、任意団体としての日本高等教育学会の会員であった者は本会の正会員とする。また、そのうち学生会員及び留学生会員の資格を満たす者は、同条第２項の手続を援用することで、学生会員及び留学生会員となることができる。
３　第７条の規定は、任意団体としての日本高等教育学会の会員での期間を含めるものとする。

一般社団法人日本高等教育学会経理規程

第１章　総則
（目的）
第１条　この規程は、一般社団法人日本高等教育学会（以下「本会」という）における経理処理に関する基本を定め、財務及び会計の状況を正確かつ迅速に把握し、事業活動の適正な運営を図ることを目的とする。

（適用範囲）
第２条　この規程は、本会の経理事務のすべてに適用する。

（経理の原則）
第３条　本会の経理は、法令、一般社団法人日本高等教育学会定款（以下「定款」という。）及び本規程の定めによるほか、一般に公正妥当と認められる法人会計の慣行に準拠して処理されるものとする。

（会計年度）
第４条　本会の会計年度は、定款に定める事業年度に従い、毎年５月１日から翌年４月 30 日までとする。

（経理責任者）
第５条　本会に経理責任者を置くものとする。
　２　事務局長を前項の経理責任者とする。

（帳簿書類の保存・処分）
第６条　経理に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は以下の通りとする。
(1) 財務諸表　10 年
(2) 会計帳簿及び会計伝票　10 年
(3) 証憑書類　10 年
(4) 収支予算書　５年
(5) その他の書類　５年

第２章　勘定科目及び帳簿組織
（勘定科目の設定）
第７条　本会の会計では、財務及び会計の状況を適切に把握するため、必要な勘定科目を設ける。詳細は別途「勘定科目表」に定める。

（会計帳簿）
第８条　会計帳簿は以下のとおりとする。
(1) 主要簿：仕訳帳、総勘定元帳
(2) 補助簿：現金出納帳、預金出納帳、会費台帳等
　２　仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代えることができる。

（会計伝票）
第９条　すべての取引は、会計伝票により記帳整理するものとする。

第３章　収支予算
（収支予算の作成）
第 10 条　会長は、定款第 46 条第１項に基づいて、毎会計年度の開始の日の前日までに、事業計画及び収支予算書を作成し、理事会の決議を得て、代議員総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

（収支予算の執行）
第 11 条　各事業年度の費用の支出は、収支予算書に基づいて行うものとする。

第４章　金銭管理
（金銭の範囲）
第 12 条　本規程において金銭とは、現金及び預金をいう。
　２　現金とは、通貨のほか、小切手、郵便為替証書等の随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。

（会計責任者）
第 13 条　金銭の出納及び保管については、会計責任者を置き、経理責任者が兼任する。ただし、会計責任者は、経理事業者とは別に会長が委嘱することができる。

（支払手続）
第 14 条　金銭の支払いは、適切な証憑書類に基づき行い、最終受取人からの領収証を受け取るものとする。

第５章　決算

（決算の目的）
第 15 条　決算は、一会計期間の会計記録を整理し、本会の財務状況を明らかにすることを目的とする。

（決算報告）
第 16 条　会長は、定款第 47 条に基づいて、同条第１項第３号から第５号に定める書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、代議員総会の承認を受けなければならない。

（財務諸表）
第 17 条　経理責任者は、次に掲げる財務諸表を作成し、会長に報告しなければならない。
(1) 貸借対照表
(2) 損益計算書（正味財産損益計算書）
(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

第６章　規程の改廃
（規程の改廃）
第 18 条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て、代議員総会の承認を得るものとする。

附則
この規程は、一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。

一般社団法人日本高等教育学会旅費規程

（目的）
第１条　この規程は、一般社団法人日本高等教育学会（以下「本会」という。）の用務により旅費を要する役員等に対して支給する旅費及び宿泊費（以下「旅費等」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（役員）
第２条　この規程でいう役員等とは、会長、副会長、理事、監事、事務局員、委員会の委員等を指す。

（旅費等の支給の範囲）
第３条　役員等が、理事会及び本会の用務により旅行した場合には、旅費等を支給することができる。ただし、大会時に開催する各種会合では原則として旅費等は支給しない。
　２　宿泊費は、合理的理由がある場合のみ支給する。
　３　役員等以外の者が、本会の用務により旅行した場合は、役員に準じた旅費等を支給することができる。

（旅費等の計算と請求）
第４条　旅費等の計算及び請求にあたり必要な事項は、理事会において別に定める。

（委任）
第５条　この規程に定めない事項については、理事会の議決による。

（規程の改廃）
第６条　この規程の改廃は、理事会で行う。

附則
この規程は、一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。

一般社団法人日本高等教育学会研究紀要編集委員会規程

（目的）
第１条　一般社団法人日本高等教育学会は、一般社団法人日本高等教育学会定款第 44 条及び一般社団法人日本高等教育学会会則第 10 条に基づき、機関誌の編集・刊行を行うことを目的として、研究紀要編集委員会（以下、「本委員会」という）を置く。

（所掌事項）
第２条　本委員会の所掌事項は、以下の通りとする。
(1) 機関誌「高等教育研究」の編集及び刊行とこれに関連する業務
　（ア）機関誌に掲載する論文の査読
　（イ）機関誌に掲載する特集の企画
　（ウ）機関誌の編集・刊行
(2) 機関誌の刊行のあり方に関する検討
(3) その他、機関誌の編集・刊行に関する事項

（委員会の構成）
第３条　本委員会に、委員長１名、副委員長２名程度、委員を 10 名程度置く。
　２　委員は、研究分野及び地域性に配慮し、委員長が会長と協議の上、理事会の承認を得てこれを委嘱する。
　３　本委員会に、特定の投稿原稿のみを査読する臨時委員（指名査読者）を置くことができる。臨時委員は委員長・副委員長が選定する。

（規程の改正）
第４条　本規程の改正は、理事会で行う。

（その他）
第５条　この規程に定めるもののほか、機関誌の編集・刊行及び本委員会の運営に関し必要な事項は、本委員会が定め、理事会にて報告する。

附則
本規程は、一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。

一般社団法人日本高等教育学会課題研究委員会規程

（目的）
第１条　一般社団法人日本高等教育学会は、一般社団法人日本高等教育学会定款第 44 条及び一般社団法人日本高等教育学会会則第 10 条に基づき、会員の研究活動に資する活動及び課題研究の構成等を行うことを目的として、課題研究委員会（以下、「本委員会」という）を置く。

（所掌事項）
第２条　本委員会の所掌事項は、以下の通りとする。
(1) 学会として取り組むべき課題研究の企画・実施
(2) 課題研究への会員参加のあり方の検討
(3) その他、会員の研究活動に資する活動に関する事項

（委員会の構成）
第３条　本委員会に、委員長１名、副委員長２名以内、委員２名以上を置く。

（規程の改正）
第４条　本規程の改正は、理事会で行う。

（その他）
第５条　この規程に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、本委員会が定め、理事会にて報告する。

附則
本規程は、一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。

一般社団法人日本高等教育学会大会支援委員会規程

（目的）
第１条　一般社団法人日本高等教育学会は、一般社団法人日本高等教育学会定款第 44 条及び一般社団法人日本高等教育学会会則第 10 条に基づき、研究大会開催の支援活動等を行うことを目的として、大会支援委員会（以下、「本委員会」という）を置く。

（所掌事項）
第２条　本委員会の所掌事項は、以下の通りとする。
(1) 研究大会の開催準備支援に関する事項
(2) 研究大会に関するプログラム編成に関する事項
(3) その他、研究大会開催の実施支援活動に関する事項

（委員会の構成）
第３条　本委員会に、委員長１名、副委員長１名、委員を若干名置く。

（規程の改正）
第４条　本規程の改正は、理事会で行う。

（その他）
第５条　この規程に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、本委員会が定め、理事会にて報告する。

附則
本規程は、一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。

一般社団法人日本高等教育学会国際委員会規程

（目的）
第１条　一般社団法人日本高等教育学会は、一般社団法人日本高等教育学会定款第 44 条及び一般社団法人日本高等教育学会会則第 10 条に基づき、国際交流活動等学会の国際化に資する活動を行うことを目的として、国際委員会（以下、「本委員会」という）を置く。

（所掌事項）
第２条　本委員会の所掌事項は、以下の通りとする。
(1) 国外への日本の高等教育及び高等教育研究に関する情報の発信
(2) 国外で実施する研究調査活動に関する情報共有
(3) 国外在住の研究者等による講演会及び国際シンポジウム等の企画
(4) 留学生・外国人研究者との交流
(5) その他、国際交流活動等学会の国際化に資する活動に関する事項

（委員会の構成）
第３条　本委員会に、委員長１名、副委員長１名、委員を若干名置く。

（規程の改正）
第４条　本規程の改正は、理事会で行う。

（その他）
第５条　この規程に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、本委員会が定め、理事会にて報告する。

附則
本規程は、一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。

一般社団法人日本高等教育学会広報委員会規程

（目的）
第１条　一般社団法人日本高等教育学会は、一般社団法人日本高等教育学会定款第 44 条及び一般社団法人日本高等教育学会会則第 10 条に基づき、学会の広報活動を行うことを目的として、広報委員会（以下、「本委員会」という）を置く。

（所掌事項）
第２条　本委員会の所掌事項は、以下の通りとする。
(1) 本学会の活動を対外的に広報するための基本方針の策定
(2) 学会ウェブサイトの管理運営
(3) ニューズレターの発行
(4) 情報発信のあり方の検討
(5) その他、広報活動に関する事項

（委員会の構成）
第３条　本委員会に、委員長１名、副委員長１名、委員を若干名置く。

（規程の改正）
第４条　本規程の改正は、理事会で行う。

（その他）
第５条　この規程に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、本委員会が定め、理事会にて報告する。

附則
本規程は、一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。

一般社団法人日本高等教育学会企画・会員交流委員会規程

（目的）
第１条　一般社団法人日本高等教育学会は、一般社団法人日本高等教育学会定款第 44 条及び一般社団法人日本高等教育学会会則第 10 条に基づき、学会に資する企画及び会員交流活動等を行うことを目的として、企画・会員交流委員会（以下、「本委員会」という）を置く。

（所掌事項）
第２条　本委員会の所掌事項は、以下の通りとする。
(1) 会員の研究交流活動等の企画・実施
(2) 会員の交流活動等のあり方の検討
(3) その他、学会の発展と学会活動の活性化に資する企画に関する事項

（委員会の構成）
第３条　本委員会に、委員長１名、副委員長１名、委員を若干名置く。

（規程の改正）
第４条　本規程の改正は、理事会で行う。

（その他）
第５条　この規程に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、本委員会が定め、理事会にて報告する。

附則
本規程は、一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。

一般社団法人日本高等教育学会総務・理事会支援委員会規程

（目的）
第１条　一般社団法人日本高等教育学会は、一般社団法人日本高等教育学会定款第 44 条及び一般社団法人日本高等教育学会会則第 10 条に基づき、学会運営の支援活動等を行うことを目的として、総務・理事会支援委員会（以下、「本委員会」という）を置く。

（所掌事項）
第２条　本委員会の所掌事項は、以下の通りとする。
(1) 一般社団法人の法務の支援
(2) 規程等の制定及び改廃の起案
(3) その他、学会運営の支援に関する事項
（委員会の構成）
第３条　本委員会に、委員長１名、副委員長１名、委員を若干名置く。

（規程の改正）
第４条　本規程の改正は、理事会で行う。

（その他）
第５条　この規程に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、本委員会が定め、理事会にて報告する。

附則
本規程は、一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。

一般社団法人日本高等教育学会事務局規程

（目的）
第１条　この規程は、一般社団法人日本高等教育学会定款第 43 条及び一般社団法人日本高等教育学会会則第９条の規定に基づき、一般社団法人日本高等教育学会（以下「本会」という。）の事務局の組織及び業務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（事務局の構成）
第２条　事務局に、事務局長を置く。
　２　事務局には、事務局員として事務局次長、事務局幹事を置くことができる。
　３　事務局長は、事務局を代表し、その事務を総括する。
　４　事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局の事務

を分担する。
　５　事務局幹事は、事務局の事務を分担する。
　６　事務局の構成員は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
　７　事務局員の任期は、事務局長の任期と同じとする。ただし、再任は妨げない。

（所掌事務）
第３条　事務局の所掌事務は、以下の通りとする。
(1) 理事会・代議員総会の準備・運営に関すること
(2) 本会の予算・会計の管理に関すること
(3) 会員の入退会その他会員管理に関すること
(4) 事務局業務委託業者との連絡調整に関すること
(5) 本会の運営の全体調整に関わること
(6) 登記その他、法人の法務に関すること
(7) その他、本会の運営に必要な事項
（事務の委託）
第４条　事務局の事務は、その一部を外部業者に委託することができる。
　２　前項の委託については、理事会の承認を必要とする。

（規程の改正）
第５条　この規程の改廃は、理事会で行う。

附則
この規程は一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。

編集後記

今回のニューズレターは、従来の会長挨拶、大会関係のお知らせ、各種委員会だより、予算・決算・事業報告その他に加えて、法人化への移行に伴い、法人化の経緯の説明や新たな運営体制、関連する規定などについても掲載しております。
なお、学会ウェブサイトにも、定款・会則、委員会・事務局構成などが掲載されており、今後も各種規程類等が順次整備される予定です。併せてご参考いただけますと幸いです。　（広報委員会）

一般社団法人日本高等教育学会ニューズレター　No.55
発行日　2025 年 11 月 20 日
編集　　一般社団法人日本高等教育学会広報委員会
発行　　一般社団法人日本高等教育学会
〒170-0013　東京都豊島区東池袋 2-39-2-401
（株）ガリレオ 学会業務情報化センター内
一般社団法人日本高等教育学会事務局
E-Mail：g005jaher-mng@ml.gakkai.ne.jp